

実施年月日	令和5年2月22日
実施方法	オンライン会議システム「Zoom」

○市長（藤井信吾君） 令和5年第1回定例会に係る議案の提案理由の説明に先立ちまして、令和5年度の市政運営の基本方針について御説明を申し上げます。初めに、我々を取り巻く環境はコロナ禍をはじめとし、不安定な国際情勢、世界的な気候変動、頻発する自然災害など、様々なリスクに直面していることを改めて感じております。また経済面に目を向けますと、世界各地で同時発生的に起きておりますインフレの余波を受け、我が国におきましてもエネルギーや食料品等の物価上昇が国民生活を圧迫する厳しい状況が続いております。そのような状況下ではありますが、長引く新型コロナウイルスへの対応は、国が3月13日より、屋内・屋外を問わずマスクの着用を原則として個人の判断に委ねることとし、また5月8日からは、感染症法での位置づけを新型インフルエンザ等の2類相当から、季節性インフルエンザ等の5類へと変更することとなり、身の回りの環境が大きく変化することが予想されます。新たな環境下におきましても、市民の皆様が安心安全な暮らしを守りながら、健康で幸せな生活を送れるよう継続性を持った各種施策を実施をまいります。さて、過日総務省より発表されました住民基本台帳人口移動報告によりますと、取手市は令和4年の外国人を含めた人口移動においては、2,490人の転出超過とはなっておりますが、これを日本人のみの社会動態で見ますと、逆に616人の転入超過となり、この結果は5年連続の転入超過となっております。昨年の91名を大きく上回る結果でもあり、取手市を選んでいただける方、また、この地に住み続けてよかったと思ってもらえる方を増やすための諸施策の成果が発現したものと感じております。様々な課題や懸案がある中ではありますが、新たな希望の種が芽吹き始めておりまして、本市が将来にわたって持続可能な町であり続けるため、これまで積み重ねてきた取組を一步ずつ前に進めていくために、限られた資源を有効に活用して効率的な行政経営を続けていく必要があると存じます。そのため、このたびの予算案におきましては、令和5年度が市の最上位計画であります第6次取手市総合計画の基本計画、とりて未来創造プラン2020の計画最終年度でもあることを踏まえ、継続性の観点から昨年度に引き続き、魅力ある都市空間づくり、定住化促進、少子高齢社会への対応と、将来を見据えた持続可能な教育の4点を重点事業といたしました。

1点目の魅力ある都市空間づくりでは、取手駅西口地区について、多様な都市機能の集積と土地の高度利用の促進を図るため、区画整理事業による都市基盤整備を進めるとともに、再開発準備組合が行う建築設計等に要する事業費に対して支援を行い、町の顔として魅力ある中心市街地の形成を目指します。また新市街地の創出により、市民生活環境の向上や雇用の創出、若者世代の定住化促進を目指す桑原地区活力創造拠点整備事業につきましては、引き続き都市計画決定に向け国県などの関係機関との協議を進めるとともに、土

地区画整理準備組合に対する支援を行ってまいります。2点目の定住化促進につきましては、引き続き動画やSNS、シティプロモーションサイト、プレスリリースなど、多様なメディアを活用した魅力発信を強化し、PR大使の積極的な活用と合わせて、市の認知度向上とイメージアップを図ってまいります。また、茨城県と共同で行います移住支援であります、わくわく取手生活実現事業や良質な住宅ストックの形成に対する補助と合わせて、既存住宅の流通やリノベーションへの補助を行う定住化促進住宅補助事業により、取手市を選んでいただくための後押しをしっかりと行ってまいります。様々な事業を展開することで、先ほど御報告をいたしました転入超過の流れをさらに加速させるとともに、取手市に住み続けたいと思う方々を増やせるよう、シビックプライドの醸成に努めてまいります。

3点目の少子高齢社会への対応では、全ての妊婦や子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊産婦や乳幼児の母親を対象とした伴走型の相談支援を充実させるとともに、運動指導士による運動教室や助産師・保健師等による相談交流会を開催し、母親の健康増進、メンタルヘルスの向上に資する事業を展開することで、産みやすい・育てやすい環境づくりを進めてまいります。また、健康づくりに取り組む市民を広く支援するため、体験型のイベントを開催するほか、フィットネスクラブの新規入会者への助成を行うことで、自分に合った運動に取り組むきっかけづくりを進めてまいります。あわせて、高齢者や障がい者などが安心して公共交通機関を利用できるよう、JR取手駅構内のバリアフリー化に対する補助金の交付を進めるとともに、安全性を確保するために新たにホームドアを設置することに対しても補助金を交付いたします。老若男女問わず市民の皆様が健康で、また幸せに生活が送れるような様々な角度からサポートする事業を展開してまいります。

4点目は、将来を見据えた持続可能な教育です。まずは、児童生徒が安全で快適な環境で教育を受けるための施設整備を進めてまいります。ゆめみ野地区の人口増加に伴う教室不足を解消するため、高井小学校の校舎を増築するほか、老朽化の進む白山小学校の長寿命化改良工事を引き続き進めてまいります。あわせて通学路において路面表示をカラー化したり歩車道を分離することで、児童生徒の安全性を確保するなど安心安全な教育環境の整備を行ってまいります。

以上の4点の重点事業に加えまして、停滞することが許されない世界的な課題であります地球温暖化への対応も必要であります。本市は、令和2年8月3日に取手市気候非常事態宣言を表明し、2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目指しておりますが、その一環として、再生可能エネルギーの導入に向け、市域のポテンシャルを把握し特性を考慮した施策を展開するための再生可能エネルギー導入計画を策定いたします。また令和4年度に引き続きタブレット等のICTを活用した探求型環境教育を推進するとともに、自然環境での植林活動体験を提供することで、環境意識の向上を図るなど、子どもたちが持続可能な未来をつくるための創造力を育む事業を展開してまいります。加えて、ペーパーレスなどの環境保全を含め、国が進めるDX推進の流れを推し進めるため、庁内体制を強化し、全国統一的に行うシステム標準化やオンライン化、ICTを活用した事務の効率化を進めるとともに、市民の行政サービスへのアクセスにおける利便性を向上させ、デジタル社会の実現を目指してまいります。目まぐるしく変化する社会情勢の中で、豊か

な自然環境と良好な生活環境を後世に残していくため、持続可能性を念頭に置いた行政運営が必要であります。今後とも、議員の皆様、市民の皆様に一層の御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げまして、令和5年度の市政方針の説明とさせていただきます。

それでは、議案第3号から議案第29号までの27件を一括いたしまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案第3号、取手市個人情報保護に関する法律施行条例についてであります。本件につきましては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体が一律のルールの下に個人情報保護制度運用することを目的として個人情報保護に関する法律が改正され、本市においても当該法律の適用を受けることとなることから、当該法律の施行について必要な事項を定めるため、今回新たに制定するものであります。

議案第4号、取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例についてであります。本件につきましては、個人情報保護に関する法律の改正により、本市も当該法律の適用を受けることとなることに伴い、取手市個人情報保護条例を廃止することから、当該条例を引用している条例について所要の整備を行うため、関係する条例の規定を一括して改正するものであります。

議案第5号、取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について、支給しない特例期間を2年ごとの更新から当分の間とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第6号、取手市保育所設置条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、第4次取手市保育所整備計画に基づき、令和6年3月31日をもって中央保育所を廃止するための改正を行うほか、子ども・子育て支援法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、市内4か所に設置された地域子育て支援センターについて、利用者の利便性及び事業の質の向上を図ることを目的とした措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第8号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてであります。本件につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、関連法令が改正されたことを受け所要の整理を行うため、関係条例を改正するものであります。

議案第9号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、参酌している家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正及び民法等の一部を改正する法律の施行による、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定の削除を受け、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、取手市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を

定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、民法等の一部を改正する法律の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、条例においても同様の改正を行うほか、こども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正され条項の移動が生じることに伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 11 号、取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては予防接種による健康被害に係る調査について、被害者の救済を図る観点から迅速に調査を実施する体制を整えるため、地域医療審議会に専門部会を設置することにつき、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 12 号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、令和 5 年 4 月の健康保険法施行令等の改正に合わせ、出産育児一時金の支給額を 48 万 8,000 円とし、加算額と合わせ 50 万円とするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 13 号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、建築基準法、租税特別措置法及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の一部改正を受け、所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 14 号、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。本件につきましては、参酌している放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、安全計画及び業務継続計画の策定並びにバス送迎における安全確認の徹底等についての規定を制定するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 55 号、取手市市有財産の無償譲渡についてであります。本件につきましては、中央保育所の廃止及び民営化に伴い、移管先法人に対して、保育所建物及び附帯設備を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるものであります。なお保育所敷地については、市と移管先法人との間で無償の使用貸借契約を締結する予定であります。

議案第 16 号、市道路線の廃止についてであります。本件につきましては、公衆用道路としての機能を有していない当該市道を廃止するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第 17 号、令和 4 年度取手市一般会計補正予算（第 14 号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 20 億 1,634 万 7,000 円を増額し、予算総額を 471 億 1,612 万 5,000 円とするものであります。歳出予算の主な補正内容は、大きく 2 点ございます。

1 点目は、国の令和 4 年度第 2 次補正予算に対応するものであります。まず、市の令和 5 年度当初予算に計上を予定しておりました学校施設整備事業と地籍調査事業につきまして、国の令和 4 年度補正予算の対象となったことから、令和 4 年度予算に前倒しをし、実質的には令和 5 年度事業として繰り越して執行をいたします。さらに、保育所等や小中学

校の送迎バスに対する安全装置の設置や、保育所、認定こども園、放課後子どもクラブ、公立小中学校等における感染症対策事業についても、国の令和4年度補正予算にて予算措置がなされたことから、今回の補正予算に計上し、令和5年度に繰越して執行をいたします。2点目は、地域振興基金積立金であります。さきの令和4年第4回定例会にて条例の可決をいただきました地域振興基金につきまして、合併特例債の基金造成分を活用し積立てを行います。今回の補正予算と令和5年度当初予算の2回に分けて合併特例債の借入と基金への積立てを行い、令和6年度当初予算から活用をしております。歳出の主な補正内容は以上となりますが、これら以外にも年度末に向けて不足が見込まれる経費の増額や歳出予算の確定による各事業費の計数整理、財源充当の変更などを行っております。

次に、歳入予算の主な補正内容につきましては大きく2点ございます。

1点目は、市税収入の増額であります。個人市民税所得割について、令和4年度の課税実績により歳入見込額の増額を計上しております。

2点目は、普通交付税の増額であります。昨年度に続き、今年度も国の補正予算により普通交付税の再算定が行われたため、普通交付税の増額を計上しております。歳入予算の主なものは以上となりますが、そのほか個々の歳出事業の計数整理に伴い、国県支出金や地方債、基金繰入金等の補正を行っております。

次に、6ページの第2表、繰越明許費補正は、アルコール検知機購入事業など30事業を追加するものであります。最後に、8ページの第3表、地方債補正は、小学校施設整備事業を追加し、市道整備事業など8件の限度額の変更を行うものであります。

議案第18号、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算（第5号）についてであります。繰越明許費につきましては、取手駅北土地地区画整理事業における駅前交通広場整備工事に要する経費を計上しております。

議案第19号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万2,000円を増額し、予算総額を114億8,237万円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、国保財政調整基金積立金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、保険基盤安定繰入金の減額、未就学児均等割保険料の繰入金、国保財政調整基金繰入金の増額を計上しております。

議案第20号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ255万3,000円を増額し、予算総額を33億9,321万9,000円とするものであります。歳出予算の主な補正内容につきましては、保険料納付金の増額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、保険基盤安定対策費、繰入金の減額を計上しております。

議案第21号、令和4年度取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算の規模は、既定の歳入歳出予算の総額をそれぞれ258万8,000円を減額し、予算総額を90億7,287万5,000円とするものであります。補正予算の主な補正内容につきましては、一般会計繰出金の減額を計上しております。歳入予算の主な補正内容につきましては、介護保険料特別徴収分の減額を計上しております。また介護保険料普通徴収分、

介護給付費準備基金繰入金等の増額を計上しております。議案第 22 号、令和 4 年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）についてであります。補正予算の規模は既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 5 億 1,536 万 6,000 円を減額し、予算総額を 26 億 6,181 万円とするものであります。補正予算の主な補正内容につきましては、通常競輪事業に要する経費の減額を計上しております。通常開催車券発売収入の減額を計上しております。

議案第 23 号、令和 5 年度取手市一般会計予算についてであります。令和 5 年度の一般会計当初予算の規模は 409 億 1,000 万円となり、前年度比で 4.9% の増であります。令和 5 年度の予算編成に当たりまして特徴を申し上げます。まず、当市を取り巻く環境面での変化であります。生産年齢人口の減少や少子高齢社会への進展などにより——少子高齢社会の進展などにより、社会保障関係経費の増大が顕著なものとなっており、介護保険・後期高齢者医療特別会計への繰出金や、生活保護費、障害者自立支援給付費などの扶助費が増加の一途をたどっております。さらに新型コロナウイルス感染症や緊迫する国際情勢による影響は依然として、社会の多方面に及んでおり、情勢の予測は大変難しくなっているところです。今後も健全財政を維持しつつ新たな市民ニーズに応えていくためには、限られた財源を有効に活用し、施策の選択と集中を適切に実施していくことが必要と——求められております。このような状況の中、令和 5 年度は統一地方選の年に当たることから、行政運営の継続性にも配慮しつつ、当初予算は骨格予算としております。魅力ある都市空間づくり、定住化の促進、少子高齢社会への対応、将来を見据えた持続可能な教育を基本方針とした上で、新型コロナウイルス感染症対策、市民協働と持続可能な自治体経営、さらには世界的な課題である地球温暖化対策の推進を市政全般に係る重要施策と位置づけ、ぬくもりと安らぎに満ち、共に活力を育むまちを目指し、町と暮らしの質をさらに高めるための予算を編成をしております。令和 5 年度は、とりで未来創造プラン 2020 が最終年度を迎えることとなります。プランにおいて引き続き重点的に取り組むということとしております活力の創出、少子高齢社会への対応、協働と持続可能な自治体経営に関する各事業につきまして、事業効果の発現を特に強く意識し、市民の皆様の幸福感や満足感をさらに高める取組を継続してまいります。

議案第 24 号、令和 5 年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14 億 2,532 万 5,000 円を計上しております。歳出につきましては、国庫支出金、一般会計繰出金、繰入金、市債を計上しております。歳出につきましては、取手駅北土地区画整理事業に要する経費の工事請負費及び補償・補填及び賠償金、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費の分担金——もとい、経費の負担金補助及び交付金を計上しております。公債費につきましては、償還金といたしまして元金及び利子を計上しております。

議案第 25 号、令和 5 年度取手市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ 105 億 6,195 万 8,000 円を計上しており、前年度比で 0.3% **【「0.3%」を「3.0%」に発言訂正】** の増であります。歳入につきましては、国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金を計上しております。歳入につきましては、保険給付費、国民健康保険事業給付金、保険事業費を計上しております。

第2表、債務負担行為につきましては、特定保健指導が年度を越えての指導となる場合があるため、その設定を行うものであります。

議案第26号、令和5年度取手市後期高齢者医療特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ35億1,558万3,000円を計上しております。前年度比で4.6%の増であります。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金を計上しております。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合に納付します保険料納付及び医療給付費納付金を計上しております。予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億7,843万2,000円を計上しており、前年度比で2.2%の増であります。歳入につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料、国庫支出金、また40歳から64歳の第2次被保険者保険料であります支払基金交付金県支出金、繰入金等を計上しております。歳出につきましては、自宅を中心に利用するサービスの居宅介護サービス給付費、特別養護老人ホーム等の入所者が受けるサービスの施設介護サービスの給付費を計上しております。地域支援事業費につきましては、介護予防事業費、包括的支援事業費等を計上しております。

議案第28号、令和5年度取手市競輪事業特別会計予算についてであります。予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億4,191万円を計上しており、前年度比で1.6%の減であります。歳入につきましては、車券発売収入を計上しております。歳出につきましては、車券発売費用を計上しております。

議案第29号、令和5年度取手市地方公平委員会特別会計予算についてであります。予算の規模は、歳入歳出それぞれ74万9,000円を計上しており、前年度比で0.9%の増加であります。歳入につきましては、繰越金を計上しております。歳出につきましては、公平委員会事務に要する経費として、旅費、需用費、負担金等、公平委員報酬等に要する経費として、報酬、旅費を計上しております。

続きまして、同意案第1号、取手市教育委員会教育長の選任に関する同意についてであります。本件につきましては、教育委員会委員の伊藤 哲氏が令和5年3月31日をもちまして任期満了となるため、引き続き同氏を選任いたしたく、地方行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。御手元に配付しました経歴書のとおり、同氏は長年教育行政に携わり、教育に関し高い御見識を有する方であるとともに、人格高潔で人望の高い方であります。

以上、28件につきまして御説明を申し上げます。よろしくご審議賜り、また可決決定また御同意くださいますようお願い申し上げます。なお詳細につきましては、担当部長からこの後ご説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部長（鈴木文江君） 皆様、こんにちは。総務部、鈴木です。これより、令和5年第1回取手市議会定例会に提出させていただきます各議案について、それぞれの所管の部長から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

ではまず、総務部所管の議案についてご説明申し上げます。

議案第3号、取手市個人情報の保護に関する法律施行条例につきまして、ご説明申し上げます。個人情報の保護に関する法律の一部改正により、取手市においても当該法律の規定に基づき個人情報保護制度を運用していくこととなることに伴い、当該法律の規定によ

りまして条例で定めるべき事項として、開示請求等に係る手数料の額を、また条例で定めることが許容される事項として、開示請求等に係る手続に関する事項について規定するため、本条例を規定するもの——制定させていただくものです。条例の施行日は、令和5年4月1日となります。なお、本条例の施行と同時に、現行の取手市個人情報保護条例は廃止となります。

続きまして、議案第4号、取手市個人情報保護条例の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。議案第3号の取手市個人情報の保護に関する法律施行条例の施行によりまして、取手市個人情報保護条例が廃止となることから、当該条例を引用している条例につきまして、引用する規定を、取手市個人情報保護条例から個人情報の保護に関する法律及び取手市個人情報の保護に関する法律施行条例に改めるものです。また、個人情報の保護に関する法律の適用外となる市議会につきまして、取手市情報公開及び個人情報保護審査会及び取手市情報公開及び個人情報保護審議会に対し諮問ができるよう規定するものです。なお、改正する条例は取手市情報公開及び個人情報保護審査会条例、取手市情報公開及び個人情報保護審議会条例、及び、取手市みんなでいじめをなくすための条例の3つとなります。条例の施行日は、令和5年4月1日となります。

続きまして、議案第5号、取手市職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本条例につきましては、取手市の特別職及び一般職の職員の内国旅行における日当について、支給しない特例期間を延長するため、本条例の一部を改正するものです。なお、平成21年度からこれまで2年ごとの更新により支給しない特例期間を延長してまいりましたが、令和5年度以降は支給しない期間に期限を設けず、当分の間といたします。以上、総務部所管の議案についてご説明申し上げます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第6号から10号まで、福祉部所管になります。まず、議案第6号、取手市保育所設置条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。改正の概要としましては、第4次取手市保育所整備計画に基づき、令和6年3月31日をもって取手市立中央保育所を廃止するための改正を行うほか、こども家庭庁設置法の施行に伴い子ども・子育て支援法が改正され条項の移動が生じたことに伴い、所要の整理をするため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第7号、取手市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例になります。改正の概要としましては、取手市立地域子育て支援センターの利用者の利便性及び事業の質の向上を図ることを目的として、令和5年度以降の事業の実施時間及び職員の配置要件を変更し、令和6年度以降には土曜日にも事業を実施することとするため、本条例の一部を改正するものです。

続きまして、議案第8号、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、ご説明申し上げます。政府のこども政策の新たな司令塔機能を担うこども家庭庁の設置に伴い、必要となる関係法律の改正を行うこども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が令和4年6月に成立し、令和5年4月より施行されます。このため、関係法律である児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法

において、主務大臣等の文言変更があるため、同法より引用している関係条例の規定を一括して改正するものです。具体的に申しますと、取手市立子ども発達センターの設置及び管理に関する条例、取手市立障害者福祉センターつつじ園の設置及び管理に関する条例、取手市立障害者福祉センターふじしろの設置及び管理に関する条例、取手市立老人福祉センター及び障害者福祉センターの設置及び管理に関する条例、取手市児童福祉審議会設置条例となります。

続きまして、議案第9号、取手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、参酌している、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正により、家庭的保育事業者に対し、バス送迎時における所在確認や車内にブザー装置の設置を義務化する規定等を追加するほか、民法等の一部を改正する法律の施行による懲戒権に関する規定の削除を受け所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第10号、取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。本件につきましては、民法との一部を改正する法律の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い、特定教育保育施設の管理者に対し、条例においても同様の改正を行うほか、こども家庭庁設置法に伴う関係法律の整備に関する法律の施行により、子ども・子育て支援法及び学校教育法が改正され、所要の整理をするため、本条例の一部を改正するものであります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私からは、議案第11号及び第12号を続けて御説明させていただきます。まず初めに、保健センターが所管いたします、議案第11号、取手市地域医療審議会条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。これまで各種予防接種による健康被害に係る調査等については、取手市地域医療審議会が担ってまいりましたが、昨年度より実施されました新型コロナウイルスワクチン接種による健康被害においては、調査案件に対する高度な専門性が必要な点、また、当該調査を実施する趣旨を鑑み、より迅速に調査を実施する体制を整えることが重要であることから、地域医療審議会に専門部会を設置することによる体制整備を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第12号、取手市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。国の社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金の額は、令和4年度の全施設の出産費用の平均額の推移——推計等を勘案し、令和5年4月より全国一律に50万円に引き上げるべきとされました。その後、令和5年2月1日の官報に健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布され、令和5年4月1日から改正された、健康保険法施行令が施行される予定となっております。この改正を踏まえまして出産育児一時金の支給額について、現行の40万8,000円から同令に定める額48万8,000円に改め、加算額と合わせまして50万円を支給できるよう、本条例の一部を改正するものです。なお、国は出産育児一時金の引上げ分の財源について、3分の2を地方交付税措置として手当てすること、また令和5年度に限り、出産育児一時金の支給1件当たりにつき5,000円の国

庫補助として財源支援することを示しておりますが、現段階において当該補助内容の詳細が未定であることから、国の方針が決定後、改正に伴う増額分については、補正予算にて対応してまいりたいと考えております。以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、議案第13号、取手市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。本件につきましては、建築基準法、租税特別措置法の一部改正により、新たな認定等の制度導入に伴い手数料を設定するほか、所要の整備を行います。さらに、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則等の改正により、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、新たな基準を用いる申請方法を定めるほか所要の整備を行うため、本条例の一部を改正するものです。都市整備部所管は以上です。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。議案第14号、取手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。この条例の基準省令である、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正され、安全計画策定、業務継続計画策定、バス送迎時における児童の所在確認の義務化の規定の新設とともに、感染症の予防等に関する研修・訓練が努力義務化されたことにより、条例の一部を改正するものです。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第15号、取手市市有財産の無償譲渡につきまして、ご説明申し上げます。本件につきましては、取手市立中央保育所の廃止並びに民営化に伴い、移管先法人に対して保育所建物及び附帯設備を無償で譲渡し、民営化後の保育所の安定的な運営に資するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。なお、保育所敷地については、市と移管先法人との間で無償の使用貸借契約を締結する予定です。以上です。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の議案第16号、市道路線の廃止についてご説明申し上げます。本件につきましては、市道路線、中田地区1路線について公衆用道路としての機能を有していないことから、当該路線を廃止するため、議会の議決を求めるものです。議案書1ページの表と2ページの位置図並びに3ページの廃止図あわせて御覧ください。市道2-5337号線は、北浦川緑地の南西側に位置する路線です。起点は中田971番、終点が中田956番1。路線延長は62.70メートル、道路幅員は全区間で4メートルになっております。当該取手市道は、北浦川緑地が整備される以前には集落と田畑を行き来する道路として利用されておりました。近年、田畑は造成された後、北浦川緑地として整備されたことから、市道は緑地の手前で袋小路の行き止まりとなっており、以上のことから道路としての機能を有しなくなったため、廃止するものです。議案第16号の説明は以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。議案第17号、一般会計補正予算第14号につきまして、御説明させていただきます。初めに、令和4年度一般会計3月補正予算（案）の概要を御覧ください。今回の補正予算の基本的な考え方ですが、大きく2点ございます。1点目に、国の令和4年度第2次補正予算に対応して実施する事業、2点目に、合併特例債の基金造成分を活用した地域振興基金への積立てでございます。また、

これら以外にも年度末に向けて不足が見込まれる経費の増額や、歳出予算の確定による各事業費の計数整理、財源充当の変更を行っております。中段でございます1、補正予算の規模を御覧ください。今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ20億1,634万7,000円を増額し、予算総額を471億1,612万5,000円とするものでございます。続きまして、補正予算の内容について説明させていただきますが、今回の補正予算には執行額の確定に伴う事業費の減額及び財源充当の変更などが多く含まれております。これらの部分につきましては、歳入歳出予算及び繰越明許費の説明を割愛させていただきますので、何とぞご了承願います。また、説明は議案書に基づき、歳入歳出の順番で各担当部長から御説明いたしますが、歳入のうち歳出に伴うものにつきましては、歳出の説明の際にあわせて御説明させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、財政部所管の歳入歳出予算の補正内容をご説明申し上げます。議案書の11ページを御覧ください。歳入の1款、市税、1項、市民税におきましては、個人市民税所得割で2億2,785万1,000円の増額を計上しております。当初予算では、個人市民税現年度分全体で55億1,493万円を見込んでおりましたが、今年度の課税実績により増額し、57億4,278万1,000円とするものでございます。次の9款、環境性能割交付金は131万8,000円の増額を計上しております。こちらは、令和4年3月に発覚した国内自動車メーカーの自動車の排出ガス・燃費性能試験不正行為に伴い、国の燃費評価取消しの行政処分が行われたことで、過去に納税された自動車税環境性能割に不足が生じ、県に納入される金額の一部が市に交付されることになったものです。次の10款、地方特例交付金、2項、新型コロナウイルス感染症対応地方税減収補填特別交付金は41万9,000円を計上しております。こちらは、中小事業者等の事業用家屋、償却資産の軽減措置が国の令和2年度の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において令和4年度まで延長されたことから、これにより生じた固定資産税の減収を補填するため国から交付されるものです。

次に、11款、1項、地方交付税の普通交付税では1億9,119万3,000円の増額を計上しております。こちらは国の第2次補正予算において、国の経済対策の事業等の実施に必要な財源を措置するため、令和4年度普通交付税の再算定が行われたことから増額するものです。続きまして、12ページ上段を御覧ください。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、3,597万4,000円を増額しております。これは、地方創生臨時交付金のうち国の補助事業の地方負担に対応する分として交付されるものです。この分は、今年度既に実施している臨時交付金活用事業への財源として受け入れることとし、あわせて臨時交付金事業の年度末の執行見込みによる財源調整を行っております。続きまして、13ページ中段を御覧ください。17款、財産収入、1項、財産運用収入の各基金の利子は、利子収入が当初予算を上回る見込みのため、それぞれ増額するものです。続きまして、14ページ中段を御覧ください。19款、繰入金、2項、基金繰入金の財政調整基金繰入金は、5億6,323万7,000円を減額するものです。これは、先ほどご説明申し上げました市政の増額、普通交付税の再算定による増額、年度末の執行見込みによる歳出の減額などに伴い、今年度の財政運営において、適宜取崩してきた財政調整基金繰入金を基金に繰り戻すものでございます。次に、同じく2項、基金繰

入金の公共施設整備基金繰入金とふるさと取手応援基金繰入金は、事業費の確定による財源調整により、公共施設整備基金繰入金を1,568万6,000円、ふるさと取手応援基金繰入金を632万円、それぞれ減額するものです。次に、15ページ中段からの22款、市債です。3目、土木債の市道整備事業債は、市債充当事業の確定に伴う減額及び歩道橋補修工事の増額に伴い160万円を増額しております。少し飛びまして、5目、教育債の小学校施設整備事業債は、国の令和4年度第2次補正予算に対応するものとして、今回の歳出予算の計上に伴い6億6,630万円を計上しております。6目、合併特例債は11億9,540万円を増額しております。この内訳といたしましては、合併特例債の基金造成分を活用した地域振興基金の積立金に10億7,910万円、ふれあいの郷の空調設備改修事業に1億3,540万円を増額する一方、充当事業の事業費確定に伴う減額を行っております。そのほかの都市排水路整備事業債から公民館施設整備事業債までと公共施設等除却債、緊急自然災害防止対策事業債は、市債充当事業の確定により減額するものでございます。次に16ページの23款、自動車取得税交付金は、先ほど9款の環境性能割交付金と同様の理由で、過去に納税された自動車取得税に不足が生じ、県に納入される金額の一部が市に交付されることになったもので35万9,000円を計上しております。

続きまして、歳出でございます。議案書17ページ下段を御覧ください。歳出の2款、総務費、1項、総務管理費のふるさと取手応援基金積立金は、歳入で御説明いたしました基金利子収入を積み立てるため、1万9,000円を増額するものです。その下の地域振興基金積立金は、さきの12月議会にて条例の可決をいただきました地域振興基金について、合併特例債の基金造成分を活用し、11億3,589万5,000円の積立てを行うものです。本議会においては、今回の補正予算と令和5年度当初予算の2か年に分けて、合併特例債の借入れと基金への積立てを計上しております。なお積立てた基金につきましては、令和6年度当初予算から活用してまいりたいと考えております。次に、18ページ中段の公共施設整備基金積立金、2万円増。19ページ下段の財政調整基金積立金、52万5,000円増、その下の減債基金積立金、5万4,000円増は、歳入で御説明した基金利子収入を積み立てるため、それぞれ増額するものでございます。次に、20ページ下段の過年度国県支出金等過誤納返還金は、令和3年度の実績報告に基づき、交付額が確定された国県負担金や補助金のうち実績を上回った金額を返還するため、2,750万円を増額するものでございます。

次に、少しページが飛びますが49ページ下段の、12款、諸支出金、1項、土地開発基金費の土地開発基金繰出金は、基金利子収入を積み立てるため、1万2,000円を増額するものでございます。財政部所管分の説明は、以上でございます。

○総務部長（鈴木文江君） 続きまして、総務部所管の補正予算についてご説明申し上げます。補正予算書11ページ、14款、使用料及び手数料、1項、使用料、1目、総務使用料、自転車駐車場使用料についてです。サイクルステーションとりでの自転車駐車場の利用者使用料ですが、コロナ禍の影響から利用者が当初の見込みより減少したことにより、209万7,000円の減額補正を行うものです。過去3年間の実績を基に今後の見込額を算出し、減額額を算定いたしました。

次に、補正予算書13ページ、16款、県支出金、2項、県補助金、1目、総務費県補助

金、街頭防犯カメラ設置費補助事業補助金についてです。令和4年度に設置した防犯カメラの設置費用の一部が茨城県警の補助事業要綱に該当し、補助が受けられることとなりました。茨城県警へ補助事業の申請を8月に実施し9月に交付決定されたことを受け、当初、基金繰入金と一般財源としていた財源充当変更を行うものです。工事が2月完了になることから、今回の補正といたしました。今年度の県からの補助額は、3台分で67万9,000円となります。

次に、補正予算書17ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費、防犯に要する経費です。今年度の防犯カメラ設置工事が完了し、額が確定したため、71万3,000円を減額補正するものです。取手二丁目地先に2台、山王地先に3台、合計5台の防犯カメラを総額213万7,000円で設置いたしました。このうち歳入の部分でも説明させていただきましたが、67万9,000円が県警からの補助金となります。次に、補正予算書20ページ、2款、総務費、1項、総務管理費、15目、諸費、平和推進に要する経費につきましては、平和基金寄附金戦争体験記の売却代などの歳入実績や消耗品費の歳出実績に合わせ、歳入の13ページに記載されている平和基金寄附金、15ページの戦争体験記売却代及び送料個人負担をそれぞれ減額するとともに、消耗品費の減額及び財源充当の変更するものです。以上です。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。政策推進部所管の補正予算、歳入についてご説明申し上げます。補正予算書13ページ下段の18款、寄附金、1項、寄附金、1目の一般寄附金は、匿名の方から用途等の意思表示のない寄附の申出があり、一般寄附金としてお受けしたため、45万9,000円を増額しております。以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。福祉部所管についてご説明申し上げます。補正予算、11ページを御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金の生活困窮者自立相談支援費負担金は、新規相談受付件数と支援プラン作成件数が令和元年の数値と比較し1割以上増加していることから、支援実績加算が適用され負担金の内示額が増額されたことに伴い、826万1,000円を増額しております。なお、歳出の事業費の増減はなく、財源充当の変更を行っております。続きまして、歳出についてご説明申し上げます。21ページを御覧ください。3款、民生費、1項、社会福祉費の特定疾病療養者見舞金支給に要する経費は、新規で茨城県より指定難病特定医療費受給者証等の交付を受けた方が増えたため、96万円を増額しております。次に、22ページを御覧ください。自立支援医療に関する経費は、厚生医療利用の新規申請に当たり人工透析療法を受ける障がい者が多かったことから、当初予算額を上回る見込みとなったため、扶助費で630万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金2分の1の315万円、県負担金4分の157万5,000円をそれぞれ増額しております。

次に、23ページを御覧ください。ふれあいの郷管理運営に関する経費、1億4,000万円の増額です。取手市立特別養護老人ホームふれあいの郷の空調設備老朽化に伴う不具合発生のため、ふれあいの郷空調設備改修工事の工事請負費として、1億4,000万円を計上するものです。

同ページの下段になります。介護保険施設整備に要する経費の新型コロナウイルス感染

症対策経費、311万円の減額です。コロナ禍における物価高騰対策として、市内の高齢者福祉施設などに計1,230万円、また市内の訪問介護事業所などに、計297万円の支援金を交付いたしました。介護保険施設などへの交付金で200万円、訪問看護事業所などへの交付金で、111万円の計311万円の執行残額が発生したため、それぞれ減額するものです。

次に、25ページを御覧ください。2項、児童福祉費の民間保育園入所に要する経費は、民間の保育園、認定こども園の各施設の入所委託料の経費で、入所児童数増の処遇改善実施設の増などにより当初予算の見込みを上回ったため、それぞれの入所委託料、合わせて9,700万円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国庫負担金4,742万9,000円、県負担金2,371万4,000円、県補助金107万1,000円をそれぞれ増額しております。

続きまして、民間保育園運営に要する経費は、認定こども園等を対象に送迎用バスへの置き去り防止のための安全装置の設置費用として、227万5,000円を増額しております。この歳出増に伴う歳入として、国補助金227万5,000円を増額しております。

次に、27ページを御覧ください。3項、生活保護費の生活保護事務に要する経費の委託料は、令和2年9月に訴訟が提起された件、令和4年第4回取手市議会定例会にて和解についての議決をいただきました件について、令和4年12月19日付け、水戸地方裁判所において、当事者間で裁判上の和解が成立し訴訟が終結したため、弁護士報酬として訴訟代理委託料75万5,000円を計上しております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私から、健康増進部所管の補正予算の御説明を申し上げます。まず、歳入よりご説明申し上げます。補正予算書12ページ上段を御覧ください。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金、国民健康保険事業費負担金保険基盤安定負担金につきましては、令和4年度の負担金額の決定により、827万8,000円を減額しております。これは保険者支援分として、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の4分の2を国で補填するものでございます。その下段、未就学児均等割保険料負担金について、負担金額の決定により、229万6,000円を計上しております。これは国民健康保険における未就学児である被保険者が属する世帯の保険税負担の軽減を図るため、未就学児に係る被保険者均等割軽減相当額の保険税2分の1を国で補填するもので、本年度より実施されたものとなります。

続きまして、12ページ下段の16款、県支出金、1項、県負担金、2目、民生費県負担金、国民健康保険事業費負担金保険基盤安定負担金について、負担金額の決定により87万1,000円を減額しております。これは保険税軽減分として、低所得者に係る保険税軽減相当額の4分の3を保険者支援分として、保険税軽減世帯に属する一般被保険者数に応じた保険税の4分の1をそれぞれ県で補填するものでございます。その下段、未就学児均等割保険料負担金について、負担金額の決定により114万8,000円を計上しております。これは先ほどご説明申し上げました、未就学児に係る被保険者均等割軽減相当額の保険税の4分の1を県で補填するものでございます。

続きまして、13ページの上段を御覧ください。後期高齢者医療事業費負担金保険基盤安定対策費負担金は、交付見込額の決定により、191万4,000円を増額しております。低

所得者並びに被保険者の被保険者であった被保険者に係る後期保険料の減額賦課により減額した額の総額を基礎として、保険基盤安定納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するものです。県は繰入れた額の4分の3を負担いたします。続きまして、同じく13ページの中段です。2項、県補助金、3目、衛生費県補助金、がん予防・検診促進事業費補助金34万6,000円となります。がん予防対策やがん検診受診率向上の取組に対するもので、特に、女性のためのがん対策推進事業を中心とした継続的な受診勧奨や、乳がん・子宮がん、——失礼しました、乳がん・子宮がん検診と大腸がん検診との同時受診勧奨などを実施し、補助率は2分の1となります。

続きまして、14ページ上段を御覧ください。18款、寄附金、1項、寄附金、3目、民生費寄附金42万円の増でございます。こちらにつきましては、生命保険相互会社より、地域住民の健康増進等に活用してほしいとの趣旨で、現金42万円の寄附をいただいております。同じく14ページ下段、21款、諸収入、4項、受託事業収入、1目、民生費受託事業収入、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施事業受託収入、199万5,000円です。令和4年度から新規事業として、茨城県後期高齢者医療広域連合から委託を受け、一体化事業として糖尿秒性腎臓病重症化予防フォローアップ事業と後期高齢者に身近な通いの場で健康相談事業を行いました。この受託収入は、医療専門職である保健師の人件費及び管理栄養士の委託料でございます。続きましてページ移ります、15ページを御覧ください。同じく21款、諸収入、6項、雑入、5目、雑入、民生費雑入、後期高齢者医療制度特別対策補助金474万円の増でございます。令和4年10月1日の制度改正に伴い、一部の被保険者の窓口負担割合が1割から2割に切り替わったため、令和4年度は全被保険者約2万人へ、被保険者証を2回送付——発送いたしました。このほど、2回目に当たります令和4年10月1日から有効の被保険者証の発送の際の郵送経費等について、後期高齢者医療制度特別対策補助金として茨城県後期高齢者医療広域連合より交付されることが決まったため、増額補正するものでございます。歳入は、以上となります。

続きまして、歳出に移らせていただきます。補正予算書21ページをお開きください。3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、健康づくり推進事業に要する経費における健康づくり応援補助金89万5,000円の減でございます。こちらは令和4年7月1日から10月31日までの申請期間が終了したことに伴い、応援補助金事業助成決定通知書兼利用助成券の交付実績に基づき減額補正をするものでございます。なお、先ほど歳入で御説明いたしました民生費寄附金42万円を全額充当しております。その下にございます国民健康保険事業特別会計繰出金は、保険基盤安定負担金、未就学児均等割保険料負担金及び国保財政安定化支援金の金額決定により、761万1,000円を増【「増」を「減」に発言訂正】しております。さらにその下となりますウェルネスプラザ管理運営に要する経費における新型コロナウイルス感染症対策経費30万円の増です。取手ウェルネスプラザキッズプレールームにおいて、新型コロナウイルスの感染症や濃厚接触者が発生した際に、施設の消毒・清掃を行うための消毒用アルコールや除菌シート等の消耗品費を計上しております。また、このキッズプレールームは、地域子育て支援拠点事業として子ども・子育て支援交付金の補助対象施設となっていることから、あわせまして、歳入についても御説

明いたします。議案書 12 ページに戻りますが、中段を御覧ください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、2 目、民生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金感染症対応分並びに 13 ページ中段にございます、16 款、県支出金、2 項、県補助金、2 目、民生費県補助金、子ども・子育て支援交付金（感染症対応分）にそれぞれ含まれますが、1 施設当たり補助基準額が 30 万円に対しまして、国の補助割合が 3 分の 1、県の補助割合が 3 分の 1 であることから、国庫補助分として 10 万円、県の補助分として 10 万円の歳入を計上しております。予算書戻りまして、23 ページの下段を御覧ください。後期高齢者医療特別会計繰出金は、保険基盤安定納付金の決定により、255 万 3,000 円を増額しております。

次に、28 ページを御覧ください。4 款、衛生費、1 項、保健衛生費、2 目、予防費、新型コロナウイルス感染症対策費、354 万 1,000 円【「354 万 1,000 円」を「534 万 1,000 円」に発言訂正】の減となります。新型コロナウイルス感染症で陽性となり自宅療養となった方々に食料品等を配送する自宅療養支援事業は、令和 4 年 1 月から開始いたしましたが、感染状況の変化及び支援件数の減少とともに、おのおの御家庭での備蓄に対する意識の向上が重要であることから、一定の周知を経て令和 4 年 7 月 18 日申請分をもって事業を終了し、減額補正するものでございます。

同じく 28 ページ下段を御覧ください。3 目、母子衛生費、母子衛生事務に要する経費、60 万円の増となります。地域子ども・子育て支援事業を行う事業所における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の支援として、感染者や濃厚接触者が発生した場合でも乳児家庭全戸訪問事業及び利用者支援事業を継続的に実施していくための消毒液等の感染対策物品を計上するものでございます。これにあわせまして歳入に関しましては、先ほどと同じく戻りまして 12 ページ中段にございます 15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、3 目、衛生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金として、国の補助率が 3 分の 1 であることから、20 万円を計上しています。同様に 13 ページにございます——失礼しました、衛生費県補助金におきましても、県の補助率が 3 分の 1 であることから、20 万円を計上しております。健康増進部所管につきましては、以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。続きまして、まちづくり振興部所管の歳入歳出補正予算について、御説明いたします。

初めに、歳入から説明いたします。補正予算書 14 ページを御覧ください。19 款、繰入金、2 項、基金繰入金の森林環境譲与税基金繰入金は、森林クラウドシステム電算 O A 化等に要する経費が適用対象外になったこと、及び市内公共施設のナラ枯れ業務委託の契約差金、合わせて 9 万 1,000 円を減額するものです。

次に、15 ページ、21 款、諸収入、5 項、収益事業収入の競輪事業特別会計繰入金は、競輪事業特別会計からの繰入金、1 億 3,000 万円を増額するものです。

次に、同ページ下段の 6 項、雑入の放射能対策費用弁償金（過年度）は、東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に伴い、事故発生により追加的に支出した放射能対策に要した経費について、東京電力ホールディングス株式会社に対し賠償請求を行い継続的に交渉を進めてきた結果、今年度、賠償金として 571 万 6,000 円の合意を得て歳入があったため、増額するものです。

次に、歳出を御説明いたします。補正予算書 30 ページをお願いします。4 款、衛生費、2 項、清掃費のし尿処理事業に要する経費は、コロナ禍で自粛していた経済活動の再開により、新築工事現場等に設置する仮設トイレのくみ取り件数が当初見込額から増となることが見込まれることから、し尿運搬委託料、242 万 8,000 円を増額するものです。この歳出の増の歳入として、補正予算書 11 ページ、14 款、使用料及び手数料、2 項、手数料のし尿処理手数料個人負担分として、154 万円を増額しております。

次に、30 ページ中段の 5 款、農林水産業費、1 項、農業費の農業振興に要する経費は、認定農業者が利用権設定により農地を集積する担い手農地利用集積促進事業や、環境に優しい農業推進事業の対象者と農地面積が増えたことから、認定農業者支援事業補助金、347 万 1,000 円を増額するものです。

次に、下段の新型コロナウイルス感染症対策経費、生産販売農家緊急補助金は、事業が終了し交付額が確定したため、1,550 万 6,000 円を減額するものです。次に、31 ページ、同じく 1 項、農業費の土地改良事業に要する経費は、国の農業水利施設の省エネルギー化推進対策として、電気料の高騰を受けている水利組合に対して、県を通して補助金が適用されるため、久賀地区湛水防除施設等管理費補助金 58 万 8,000 円を増額するものです。この歳入として補正予算書 13 ページ、16 款、県支出金、2 項、県補助金で同額を増額しております。次に、31 ページ下段の 6 款、商工費、1 項、商工費の運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費は、事業が終了し事業費が確定したため、6,836 万円【「6,836 万円」を「683 万 6,000 円」に発言訂正】減額するものです。次に、32 ページ、同じく 1 項、商工費の創業支援事業に関する経費は、産業振興チャレンジ支援事業補助金並びに市民事業活動促進補助金について、補助申請件数が当初の見込みより少なかったため、合わせて 58 万 4,000 円を減額するものです。

次に、下段のプレミアム付商品券事業（新型コロナウイルス感染症対応）に要する経費は、事業が終了し事業費が確定したため、1 億 4,271 万 8,000 円を減額するものです。また補正予算書 15 ページ、6 項、雑入のプレミアム付商品券販売代金を 9,899 万円減額しております。

次に、33 ページ、1 項、商工費の観光事業に関する経費は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、開催が予定であった事業が中止または縮小になったことから、市観光協会補助金 160 万円を減額しております。

以上、まちづくり振興部所管の補正予算になります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管分の補正予算、初めに歳入について御説明いたします。補正予算書 12 ページ、中段を御覧ください。15 款、国庫支出金、2 項、国庫補助金、4 目、土木費国庫補助金、1 節、市道整備事業費補助金、防災安全交付金インフラ老朽化対策分につきましては、横断歩道橋長寿命化対策事業として実施している戸頭横断歩道橋補修工事において、当初設計に含まれていなかった照明施設や階段部のタイル、目隠し盤の劣化に伴う修繕が新たに必要になったことから、取手駅西口デッキ補修工事分の予算が不足するため、国庫補助対象分として 745 万 7,000 円を増額するものです。続いて 13 ページ上段、16 款、県支出金、1 項、県負担金、4 目、土木費県負

担金、1目、地籍調査費負担金につきましては、令和5年度に予定していた地籍調査事業、白山五丁目と本郷一丁目の各一部約18ヘクタールが国の令和4年度第2次補正予算の対象となるため、1,575万円を増額する一方で、令和4年度分の負担金の内示割れに伴い、187万5,000円の減額が生じたことから、総計しますと1,387万5,000円の増額となっております。14ページ中段を御覧ください。19款、繰入金、2項、基金繰入金、3目、みどりの基金繰入金、1節、みどりの基金繰入金につきましては、主にあけぼの市民緑地の土地の買収など、みどりの基金を活用した事業費が確定したことによる繰入金の減額により、103万9,000円を減額しております。歳入につきましては、以上となります。続きまして、歳出予算です。補正予算書33ページ下段を御覧ください。7款、土木費、1項、土木管理費、20、道路維持管理に要する経費につきましては、水道用地の確保のため用地買収費を計上しておりました。土地評価価格の決定により買収金額が確定したことから、公有財産購入費260万8,000円——失礼しました、公有財産購入費268万4,000円を減額しております。34ページ上段を御覧ください。2項、道路橋りょう費、20、道路維持補修に要する経費につきましては、委託料825万円を減額しております。減額となった理由としましては、橋梁点検業務委託の執行額確定によるものと橋梁長寿命化計画修正業務におきましては、これまで長寿命化の対象としていた健全度の高い1判定である橋りょう75橋を長寿命化計画の対象外としたことにより、計画修正業務の発注金額を抑えることが出来たものによるものです。次に工事請負費につきましては、歳入でも御説明したとおり、横断歩道橋長寿命化対策事業に伴う戸頭横断歩道橋補修工事において、新たな修繕箇所を追加したことにより、令和5年度実施分の取手駅西口デッキ補修工事の予算が不足が生じることから、歩道橋補修工事は2,181万円増額し、令和5年度へ繰り越すものです。そのほか工事請負費では、取手駅西口広場エスカレーター補修工事並びに排水施設改修工事におきましては、執行額確定に伴い27万5,000円の減額となったことから、工事請負費の補正額は2,153万5,000円の増額となりました。その結果、道路維持補修に要する経費の補正額は、委託料と工事請負費を合わせまして、1,328万5,000円の増額となっております。

下段に移りまして、2項、道路橋梁費、26、道路維持に要する経費につきましては、(4)稲市道2494号線における市道維持工事の執行額確定により、工事請負費1,446万5,000円を減額しております。

さらに下段に移りまして、補正予算書の35ページにかけての2項、道路橋りょう費、20、道路改良に要する経費につきましては、2つの路線で合わせて1,234万4,000円減額しております。減額の理由ですが、(41)井野台市道3453号線ほかにおける市道改良工事の執行額確定により、工事請負費を687万6,000円減額しております。次に、(42)米ノ井弁財天、市道0203号線では用地買収金額の算出根拠となる

土地評価業務委託の執行額が確定したことにより、委託料286万円を減額しております。また用地買収金額の確定に伴い、公有財産購入費で260万8,000円の減額となり、合わせますと546万8,000円の減額となっております。

35ページ中段を御覧ください。2項、道路橋りょう費、25、通学路整備に要する経費

につきましては、2つの路線の通学路整備事業間で予算の組替えを行ったことから、予算額の増減は発生しておりませんが、組替えを行った理由について御説明させていただきます。(30) 桑原市道 4042 号線ほかでは、測量並びに詳細設計委託の執行額確定により、委託料を 219 万円減額をしております。この減額となった委託料 219 万円は、この後ご説明します(32) 井野台 1 丁目市道 4113 号線ほかの工事請負費として計上するため、予算の組替えを行っております。

下の段に移りまして、(32) 井野台 1 丁目市道 411 号線ほかでは、測量設計委託料の執行額確定により、委託料を 375 万 9,000 円減額となり、この減額となった委託料 375 万 9,000 円につきましても、当該事業において通学の安全対策プログラムに基づく安全対策を行うための工事請負費として新たに計上するため、組替えを行っております。その結果、(32) 井野台 1 丁目市道 411 号線ほかにおける工事請負費として計上する金額の合計は、594 万 9,000 円となり、全額を令和 5 年度へ繰越しいたします。

36 ページ中段を御覧ください。3 項、都市計画費、20、地籍調査事業に要する経費につきましては、歳入で御説明しましたとおり、令和 5 年度に予定していた地籍調査事業、白山五丁目と本郷一丁目の各一部の約 18 ヘクタールが、国の令和 4 年度第 2 次補正予算の対象となったことから、地籍調査測量委託料など合わせて 2,390 万 9,000 円を増額する一方で、令和 4 年度分の負担金の内示割れの影響を受け、委託料 279 万 8,000 円の減額が生じたことにより、総計しますと 2,111 万 1,000 円を増額しております。なお、国の令和 4 年度補正予算の対象事業につきましては、令和 5 年度に繰越しして実施してまいります。

37 ページ上段を御覧ください。3 項、都市計画費、22、都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費、こちらにつきましては、令和 4 年度当該都市計画道路用地買収を行い、道路改良工事を実施する予定でございましたが、関係権利者との用地交渉が難航し、年度内の買収が困難な状況となっております。以上のことから、年度内に道路改良工事の着手が見込めないことから、工事請負費 1,426 万 1,000 円を減額することとなりました。減額となった工事請負費 1,426 万 1,000 円につきましては、不用額とはせず、令和 5 年度実施予定である測量設計業務委託並びに事業用地買収、買収に伴う物件移転補償に要する費用として、組替えを行います。組替えを行う金額の内訳ですけれども、委託料として 1,254 万 4,000 円、公有財産購入費として 51 万 2,000 円、補償補填及び賠償金として 120 万 7,000 円を計上いたします。組替えを行ったこの予算につきましても、令和 5 年度に繰越しさせていただきます。

下に移りまして、3 項、都市計画費、20、排水路の維持管理に要する経費につきましては、新町 3 丁目管構成工事の執行額確定により、工事請負費 22 万円を減額しております。

さらに下段に移りまして、3 項、都市計画費、21、樋管の維持管理に要する経費につきましては、新町排水機場ナンバー 2、ポンプ用自家発電設備の更新をするに当たり、設備の規格・仕様の精査を進めてまいりました。その結果、当初計画していた自家発電設備と比較して、スペック的にも出力的に遜色がなく、製品価格が抑えられた自家発電設備で更新することが可能であるということが確認ができました。このことから、発注金額の削減につながり、最終的には設備更新工事の執行額が確定したことにより、工事請負費 4,888

万2,000円を減額しております。

続きまして、38ページ上段になります。3項、都市計画費、21、緑地等管理に要する経費につきましては、あけぼの市民緑地の用地買収金額の確定に伴い、公有財産購入費344万1,000円減額しております。

最後に39ページ中段を御覧ください。4項、住宅費、20、市営住宅管理に要する経費は、市営宮和田住宅解体工事の執行額確定により、工事請負費125万4,000円減額しております。建設部所管分の補正予算は、以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。補正予算書41ページをお開きください。通学送迎に要する経費、49万5,000円の増です。国の令和4年度第2次補正予算の対象として、県がスクールバスの安全装置設置に対して補助する予定であることを受け、現在運行しているスクールバス3台に置き去り防止の安全装置を購入・設置するための備品購入費を計上します。なお、財源につきましては、補正予算書13ページ、教育費県補助金の学校等安全対策支援事業費補助金、26万4,000円を計上し、充当いたします。

下段、教育振興に要する経費、1,725万4,000円減のうち、新型コロナウイルス感染症対策経費の修学旅行等中止に伴うキャンセル料等補助金、903万7,000円の減です。市立小中学校で令和4年度に実施を予定していた修学旅行等が、新型コロナウイルス感染症の影響により中止または延期した場合に要する経費に対して、保護者の経済的負担を軽減するための補助金の交付を行う予定でしたが、全ての修学旅行等を実施することができたため、キャンセル料等は発生しなかったことから、予算額全額を減額補正するものです。

その下、修学旅行等参加補助金、821万7,000円減についてです。こちらは物価及び燃料費等の高騰に伴い、市立小中学校における修学旅行等に係る費用の増額が見込まれたことから、児童及び生徒の保護者が負担する修学旅行等にかかる費用に対して補助金を交付しました。今回の補正予算は、支出が確定している分の差額を減額補正するものです。

続きまして、42ページをお願いします。小学校管理に要する経費、3,787万9,000円の増です。令和5年度に計画していた遊具更新工事が国の令和4年度第2次補正予算の対象となったことから、工事請負費3,800万円を新たに計上します。取手小学校、取手西小学校、六郷小学校、久賀小学校、桜が丘小学校の5校について、鉄棒やブランコなどの老朽化の著しい屋外遊具の更新工事を行います。なお、財源につきましては、補正予算書12ページ、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金のうち、1,211万8,000円を計上し充当いたします。

その下、小学校費、保健衛生に要する経費、1,635万円の増につきましては、国の学校保健特別対策事業費補助金を活用し、学校の感染症の影響を最小限に止めつつ、教育活動を継続するための支援を行う経費となります。主な内容としては、国の基準で示されている児童数に応じた配当を行い、学校が効果的な換気対策に取り組む際に必要となる物品の購入や、児童生徒・教職員に感染者が発生した際に不足している物品等の購入を支援するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を最小限に止めつつ教育活動の継続を維持するための費用を増額補正するものです。事業の執行に当たっては、学校長判断の下、迅速かつ柔軟に対応できるよう支援してまいります。なお財源につきましては事業費の2分の1が

国の学校保健特別対策事業費補助金となっております。次に、補正予算書 43 ページ下段から 44 ページ上段に記載の小学校建設事業に要する経費、7 億 7,909 万 2,000 円の増です。令和 5 年度に計画していましたが白山小学校長寿命化改良工事が国の令和 4 年度第 2 次補正予算の対象となったことから、工事請負費 7 億 6,000 万円及び管理委託料 1,935 万 6,000 円を計上します。昨年から進めております白山小学校長寿命化改良工事の第 2 期工事として、体育館下ピロティー部分への教室の増築や既存校舎南側への新たな校舎の増築工事、そのほか太陽光発電設備の導入などを行います。なお財源につきましては、補正予算書 12 ページ、教育費国庫補助金の学校施設環境改善交付金のうち 1 億 3,689 万 8,000 円を計上し充当いたします。

次に、補正予算書 45 ページをお願いします。中学校保健衛生に要する経費 625 万 7,000 円の増につきましては、先ほどの小学校への支援と同様に、中学校に対して支援を行うための経費です。次に、補正予算書 46 ページをお開きください。幼稚園保健衛生に要する経費 50 万円の増につきましては、国の教育支援体制整備事業費交付金を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として幼児教育の質の向上のための緊急環境整備を行う経費となります。主な内容としましては、藤代幼稚園にて新型コロナウイルス感染症対策として必要となるマスクや消毒液など保健衛生用品を購入するための経費を計上するものです。なお、財源につきましては事業費の 2 分の 1 が県の教育支援体制整備事業費補助金となっております。

次に、47 ページをお開きください。下段です。放課後児童対策事業に要する経費における新型コロナウイルス感染症対策経費のうち消耗品費 372 万 2,000 円増につきましては、放課後子どもクラブで感染者や濃厚接触者が発生した場合に、職員が感染症対策を図りながら事業を継続的に実施するための経費でございます。なお、歳入につきましては補正予算書 12 ページと 13 ページにあります子ども・子育て支援交付金の国県分それぞれ 124 万円を合わせて計上し、充当いたします。教育委員会関係の説明は以上でございます。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、6 ページにお戻りください。第 2 表、繰越明許費補正について御説明いたします。こちら各担当部長より一括して御説明いたします。

初めに、財政部所管からご説明申し上げます。表の 1 つ目、アルコール検知機購入事業 129 万 2,000 円。その下、電気自動車充電設備設置事業 58 万 3,000 円は、昨今の半導体不足の影響により年度内の納入が困難な状況であることから、繰越明許費を設定し、次年度への繰越しを行うものでございます。財政部所管の内容は以上でございます。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私からは、第 2 表の 3 款、民生費、1 項、社会福祉費の取手ウェルネスプラザ感染対策事業費 30 万円でございます。こちらは先ほどの予算書 21 ページで御説明をさせていただきました取手ウェルネスプラザのキッズプレイルームで使用する消毒用アルコールや除菌シート等の消耗品費でございます。国の令和 4 年度第 2 次補正予算に子ども・子育て交付支援金が計上されたことに伴い、3 月補正予算に計上し繰越明許費の設定を行い、翌年度に繰越しをするものでございます。

続きまして、4款、衛生費、1項、保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業、6,000万円です。こちらは、国は令和5年度のワクチン接種に関しまして、自己負担のない接種を継続すると打ち出してはおりますが、対象者や接種時期はまだ明確でないため、当面の間、従来接種体制を確保する必要があることから、計上させていただいております。

その下、乳児家庭訪問等感染対策事業、60万円です。こちらにつきましても、予算書28ページでご説明申し上げました、母子衛生事務に要する経費で母子衛生事務に要する経費の内容となります。令和5年度当初から感染症拡大防止対策を実施するために令和4年度内に補正予算を計上し、繰越し事業とするものです。私からは以上となります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、福祉部所管の繰越明許費についてご説明申し上げます。3款、民生費、1項、社会福祉費の、ふれあいの郷空調設備改修事業、1億4,000万円は、できるだけ早期の工事発注が必要であるため、3月補正に計上し速やかに着手をするとともに、令和5年度に繰越しして執行し、早期の完成を目指すものです。続きまして、2項、児童福祉費の4事業についてご説明申し上げます。公立保育施設等感染症対策事業670万円は、公立保育所において新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費として、国の令和4年度第2次補正予算に計上されたことに伴い、令和5年度に繰越しして執行するものです。次に、認定子ども園送迎バス安全装置設置補助事業227万5,000円は、送迎用バスの安全装置に対し導入する経費として、国の令和4年度第2次補正予算で計上されたことに伴い、令和5年度に繰越しして執行するものです。次に、民間保育園施設整備事業費補助事業2,301万7,000円は、共生保育園改修工事において、コロナ禍で材料納入等に不測の日数を要するため、繰越明許費を設定するものです。最後に、民間保育園等感染症対策事業1,670万円は、市内民間の教育・保育施設において新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者等が発生した場合に、職員が感染症対策を図りながら保育を継続的に実施していくために必要な経費として、国の令和4年度第2次補正予算に計上されたことに伴い、令和5年度に繰越しして執行するものです。福祉部所管は以上となります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、まちづくり振興部所管の繰越明許費補正について御説明いたします。4款、衛生費、1項、保健衛生費、取手駅東口喫煙所改修事業は、新規喫煙所の開設に伴い、既存喫煙所の撤去・養生を要することから、工事請負費1,338万7,000円を繰越しするものです。以上となります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管の繰越明許費補正の説明をいたします。表の中段、7款、土木費、1項、土木管理費を御覧ください。米ノ井排水施設整備事業につきましては、今年度、用地買収予定地の土地所有者に相続が発生し、年度内の契約締結が困難な状況であることから、公有財産購入費150万3,000円、並びに補償補填及び賠償費4万円、合わせて154万3,000円を翌年度へ繰越します。

下段に移りまして、2項、道路橋梁費です。歩道橋長寿命化事業につきましては、取手駅北土地区画整理事業の西口デッキ改修工事の進捗状況に合わせ実施していることから、

年度内の完成が困難な状況であるため補修工事費 1 億 5,648 万 5,000 円【「1 億 5,648 万 5,000 円」を「1 億 5,648 万 4,000 円」に発言訂正】を繰越します。下に移りまして、井野団地外周道路、市道 0115 号線ほか道路改良事業は、当該施工箇所内に建柱されている東京電力並びに N T T の電柱類が工事を進める上で支障となることから、事業者との移設協議や移設工事に不測の日数を要し、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費 8,840 万円を繰り越します。

その下に移りまして、井野台 4 丁目市道 3276 号線ほか道路改良事業は、関係権利者との用地交渉に不測の日数を要していることから、年度内の契約締結が困難な状況であるため、公有財産購入費 1,000 万円、並びに補償補填及び賠償費 3,767 万 5,000 円の合わせて 4,767 万 5,000 円を翌年度へ繰り越します。

その下に移りまして、駒場 3 丁目市道 1483・1486 号線ほか道路改良事業は、当該施工箇所内に研修されている東京電力並びに N T T の電柱類が工事を進める上で支障となることから、事業者との移設協議や移設工事に不測の日数を要したことから、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費 2,665 万 9,000 円、及び補償補填及び賠償費 250 万円の合わせて 2,915 万 9,000 円を繰り越します。

その下に移りまして、桑原市道 3100 号線ほか道路改良事業費は、関係機関との工事施工協議に不測の日数を要していることから、年度内の完成が困難な状況であるため、工事請負費 2,086 万 7,000 円を繰り越します。

その下の東 4 丁目市道 4166 号線道路改良事業費は、交差点改良工事に必要な詳細設計を進める上で地元警察と交差点協議に不測の日数を要していることから、年度内の業務完了が困難な状況であるため、委託料 1,000 万円を繰り越します。

その下に移りまして、井野台 1 丁目市道 4113 号線ほか道路改良事業は、先ほど一般会計補正予算の歳出の際に御説明しましたとおり、予算の組替えにより新たに計上された工事請負費 594 万 9,000 円を繰り越すものです。続きまして、3 項、都市計画費、地籍調査事業は、既に補正予算の歳入歳出の際にご説明申し上げたとおり、国の令和 4 年度第 2 次補正予算の対象となるため、地籍調査測量委託料のほか地籍調査に関わる事務費などとして、合わせて 2,390 万 9,000 円を繰り越します。下に移りまして、都市計画道路 3・5・12 号北敷・沼附線整備事業は、一般会計補正予算の歳出の際に御説明いたしましたとおり、関係権利者との用地交渉が難航していることから、工事請負費から予算の組替えを行った委託料など 1,426 万 3,000 円を繰越します。あわせまして、今年度発注済みの測量業務委託 484 万円は、茨城県及び岡堰土地改良区との協議に不測の日数を要し年度内の完了が困難な状況であるため、令和 5 年度で繰り越します。その結果、当該事業の繰越す金額の合計は 1,910 万 3,000 円となります。最後になります。稲雨水幹線整備事業は、道路の両側の既設排水施設を U 型側溝に敷設替えするに当たり、当該施工箇所の公共下水道の埋設位置が比較的浅いことが判明し、U 型側溝布設の際に干渉してしまうことから、取手地方広域下水道組合との協議や移設に伴う日数を要したことから、年度内の完成が困難な状況であるため工事請負費 4,753 万 7,000 円、補償・補填及び賠償費 160 万円の合わせて 4,913 万 7,000 円を繰り越すものです。建設部所管の繰越明許費は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。続きまして、補正予算書6ページになります。7款、土木費、3項、都市計画費、桑原地区整備推進事業でございます。桑原地区土地区画整理事業準備組合が行っている調査設計業務において、関係機関協議に不測の日数を要したため、桑原地区土地区画整理事業補助金4,140万4,000円を繰り越すものでございます。以上です。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。7ページをお開きください。第9款、教育費のスクールバス安全装置設置事業から、1番下の下段の放課後子どもクラブ感染症対策事業の7事業につきましては、いずれの事業も歳出予算で御説明したとおり、国の令和4年度第2次補正予算の対象となったことから、繰越明許費を設定し、令和5年度に繰り越して実施するものです。説明は以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、8ページを御覧ください。第3表、地方債補正は、先ほど歳入で御説明いたしましたとおり、小学校施設整備事業を追加するとともに、市道整備事業など8件の限度額を変更するものです。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。申し訳ございませんが、先ほどの私の御説明の中で、2か所ほど訂正をお願い申し上げます。まず1点目は、補正予算書21ページ中段で御説明させていただきました、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。先ほど761万1,000円の増と申し上げましたが、正しくは761万1,000円の減でございます。2点目は、同じく補正予算書28ページでご説明申し上げました、新型コロナウイルス感染症対策経費、先ほど——失礼しました354万1,000円と申し上げてしまいましたが、正しくは534万1,000円でございます。以上2点になりますが、誠に申し訳ございません。訂正のほどよろしく願いいたします。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。私も訂正をお願いいたします。31ページ下段の6款、商工費、1項、商工費の運送事業者等事業継続支援金給付事業に関する経費で、6,836万円減額と説明しましたが、正しくは683万6,000円の減額になります。訂正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。よろしく願いいたします。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。1点修正をさせていただきます。先ほど御説明いたしました、第2表の繰越明許費補正です。歩道橋長寿命化事業です。補修工事費1億5,648万4,000円が正しい数字なのですが、先ほど1億5,648万5,000円と説明しておりました。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

以上が、議案第17号、令和4年度取手市一般会計補正予算（第14号）の説明となります。

続きまして、各特別会計の補正予算につきまして、担当部長より御説明いたします。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部、齋藤です。それでは、議案第18号、令和4年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。補正予算書2ページをお開きください。第1表、繰越明許費について御説明いたします。取手駅北土地区画整理事業費、3億9,264万1,000円を繰越しさせていただきます。こちらは、令和5年第1回臨時会にて契約締結の承認をいただきました4社総交公区第1

の8号駅前交通広場整備工事その3を繰り越させていただくものでございます。内容といたしましては、主にエレベーター1基及びペDESTリアンデッキの延伸部分などの設置工事となります。以上です。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私からは議案第19号及び第20号を続けてご説明申し上げます。それではまず議案第19号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ12万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ114億8,237万円とするものでございます。それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。補正予算書4ページを御覧ください。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、143万4,000円の減でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免決定分として、医療給付費分103万円、後期高齢者支援金分22万9,000円、介護納付金分17万5,000円、合わせまして143万4,000円を減額しております。

続きまして、3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、災害臨時特例補助金14万円の増でございます。内訳ですが、災害臨時特例補助金として交付金額決定により14万円を増額しております。これは、東日本大震災に係る原発事故被災者の国民健康保険一部負担金及び国民健康保険税の減免に対し、減免額の10分の2を国が補助するものでございます。

続きまして、4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金、107万4,000円の増でございます。内訳については、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免に対する財政支援が特別調整交付金に上乘せとなるため、減免額の10分の4に当たる107万4,000円を県が補助するものでございます。

続きまして、同じく補正予算書4ページから5ページを御覧ください。6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金、761万2,000円の減でございます。保険基盤安定繰入金について、負担金額の決定により、1,220万2,000円を減額しております。また、未就学児均等割保険料繰入金として、繰入算定額の確定により、459万円を増額しております。

同じく、6款、繰入金、2項、基金繰入金、1目、国保財政調整基金繰入金、783万2,000円の増額でございます。財源不足について、繰入金を――基金を取り取崩し、補てんするものでございます。続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。補正予算書7ページを御覧ください。6款、基金積立金、1項、基金積立金、1目、財政調整基金積立金、12万2,000円の増額でございます。これは、国保財政基金利子――失礼しました、国保財政調整基金利子の確定に伴い補正するものでございます。議案第19号、令和4年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算括（第3号）については以上となります。

続きまして議案第20号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ255万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ33億9,321万9,000円とするものでございます。

それでは歳入について御説明いたします。補正予算書3ページ上段を御覧ください。3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、2目、保険基盤安定対策費繰入金は、負担金額の決定により255万3,000円を増額【「増額」を「減額」に発言訂正】しております。これは所得の少ない方並びに被保険者の被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課——減額賦課により減額した額の総額を基礎といたしまして、保険基盤安定納付金として後期高齢者医療広域連合に納付するもので、県は繰入れた額の4分の3を負担するものでございます。内訳といたしましては、賦課実績に合わせ、低所得者に対する軽減分997万1,000円の増、被扶養者に対する軽減分として58万2,000円の増でございます。

続きまして歳出について御説明いたします。同じく補正予算書3ページ下段を御覧ください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項、後期高齢者医療広域連合納付金、1目、後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費、255万3,000円の増でございます。これは歳入で御説明いたしました保険基盤安定納付金の決定によるものでございます。以上、議案第20号、令和4年度取手市後期高齢者特別会計補正予算（第3号）について終わります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第21号、令和4年度、取手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ258万8,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ90億7,287万5,000円とするものです。初めに、歳入について主な内容をご説明申し上げます。5ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料ですが、介護保険料徴収見込額に即し2,642万2,000円を減額するものです。内訳ですが、現年度の特別徴収保険料を4,928万4,000円減額し、普通徴収保険料を2,286万2,000円増額補正するものです。次に、3款、国庫支出金、2項、国庫補助金ですが、保険者機能強化推進交付金、介護保険保険者努力支援交付金の増額などにより、1,353万5,000円を増額しております。次に7款、繰入金ですが、1項、一般会計繰入金を225万4,000円減額し、2項、基金繰入金を1,253万2,000円増額しております。

次に、歳出について主なものを御説明いたします。6ページを御覧ください。1款、総務費、3項、介護認定審査会費、介護認定審査会に要する経費ですが、新型コロナウイルス感染症対策経費の資料保存用クラウド使用料、介護認定審査会用タブレットの備品購入費を225万4,000円減額しております。以上で説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。議案第22号、令和4年度取手市競輪事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5億1,536万6,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ26億6,181万円とするものです。歳入から説明させていただきま。補正予算書4ページをお願いします。1款、入場料収入、1項、入場料収入の特別観覧席入場料は、新型コロナウイルス感染対策として席数を減らし販売していることから収入見込みを下回ったため、158万5,000円を減額しております。

次に、2款、車券発売収入、1項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、1月1日から3日の前節F1競輪、1月16日から18日の後節F2競輪が終了し車券発売収入額が

確定したため5億2,123万円を減額しております。次に、5款、繰越金、1項、繰越金の前年度繰越金は、繰越し額の確定により、4,420万4,000円を増額しております。次に6款、諸収入、3項、受託事業収入の場外車券発売事務受託収入は、3月実施の1開催を残し、見込額が確定したことにより3,676万円を減額しております。

続きまして、歳出について説明させていただきます。5ページをお願いします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費ですが、委託料は開催が終了し、車券発売額に対して発生する場外車券発売開催委託料1億9,731万2,000円を減額しております。

次に、負担金補助及び交付金は、車券発売額に対して発生する全国競輪施行者協議会分担金1,269万8,000円、JKA交付金1,100万円を減額しております。競輪開催共通経費負担金につきましては、取手競輪場において茨城県と共通して発生する経費に対し負担割合により支払う負担金で、経費削減等に努めた結果、650万円を減額しております。

次に、償還金利子及び割引料につきましても、開催が終了し車券売上額が確定したため、3億9,208万6,000円を減額しております。なお的中車券払戻金は、通常開催車券売上額の75%を払い戻すものとなっております。

続きまして、6ページをお願いします。1款、競輪事業費、2項、事業費の場外車券発売競輪事業に要する経費につきましては、3月実施の1開催を残し開催日数が確定したことから、会計年度任用職員報酬を500万円減額、統制業務管理委託料、場内外清掃委託料を780万円減額、使用料及び賃借料の施設借上料を747万5,000円減額しております。

続きまして、3款、諸支出金、1項、諸支出金の競輪事業一般会計繰出金は、歳入における本場の売上げ増及び歳出において経費削減に努めたことにより、1億3,000万円を増額しております。以上になります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。先ほどの市長による議案の提案理由の説明に訂正がございます。まず1点、議案第20号、令和4年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の中で、歳入予算の主な補正内容として保険基盤安定対策費繰入金の減額を計上しているとご説明申し上げましたが、正しくは、増額を計上しております。次に、議案第25号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算の中で、予算の総額が前年度比で0.3%の増とご説明申し上げましたが、正しくは前年度比で3.0%の増となります。以上、説明内容の訂正をさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

○副市長（吉田雅弘君） 副市長の吉田でございます。議案第23号、令和5年度一般会計当初予算案の概要について御説明いたします。まず、令和5年度は、統一地方選の年に当たることから、行政運営の継続性にも配慮しつつ、当初予算案は骨格予算として編成しております。魅力ある都市空間づくり、定住化の促進、少子高齢社会への対応、将来を見据えた持続可能な教育の4つを基本方針とした上で、新型コロナウイルス感染症対策、市

民協働と持続可能な自治体経営、さらには地球温暖化対策を市政全般に係る重要施策と位置づけ、ぬくもりと安らぎに満ち、共に活力を育むまちを目指し、町と暮らしの質をさらに高めるための予算を編成いたしました。それではこれより、令和5年度取手市一般会計当初予算案の概要について御説明いたしますが、資料といたしましては、事前にお配りしております予算説明書を御覧ください。まず、予算説明書3ページを御覧ください。令和5年度一般会計当初予算の規模は409億1,000万円で、前年度当初予算と比較して19億円の増、率では4.9%の増となり、過去最大の予算規模となりました。予算規模が増となった要因は、令和4年の12月議会において条例の議決をいただきました地域振興基金への積立金が約11億3,600万円増となったことなどによるものです。次に、歳入につきまして概要を御説明いたします。6ページを御覧ください。一番左の欄に区分を、その右に今回の令和5年度当初予算と構成し、次に令和4年度当初予算と構成比、次に比較として増減額、増減率の順に並べております。前年度との比較で増減の大きなものを御説明いたします。歳入のうち第1款の市税におきましては、令和4年度の課税実績を基に積算したことにより、市税全体で前年度比1.6%の増となっております。第11款の地方交付税については、普通交付税において国の地方財政計画により増を見込み、全体で前年度比7.9%の増となっております。第22款の市債については、先ほど申し上げました地域振興基金積立金の財源として合併特例債の基金造成分を活用することから合併特例債が大幅な増となりますが、一方で地方財政計画に基づき積算した臨時財政対策債の減や事業の完了に伴う建設地方債の減に伴い、市債全体では前年度比1.7%の減となっております。

それでは次に、歳出について主な事業を款ごとにご説明申し上げます。

まず、18ページからの総務費です。主な事業としましては、26ページにありますように、総合計画の基本計画であるとりで未来創造プラン2020の次期計画の策定を行います。

次に、38ページからの民生費です。主な事業としましては、39ページにありますように、健康づくり応援補助金として市内フィットネスクラブ等に新規入会し、健康づくりに取り組む市民を引き続き支援いたします。

次に、68ページからの衛生費です。主な事業としましては、75ページにありますように、妊産婦・子育て女性の健康づくり事業として、運動・相談、一体型の健康教室を実施します。また、79ページから80ページにありますように、地球温暖化対策として、環境教育プログラムやみなかみ町での植林体験の実施により、次世代を担う子どもたちに多様な学びの機会を提供しつつ、再生可能エネルギーの導入推進に向けた計画の検討など、様々な事業を多角的に実施いたします。

次に、96ページからの土木費です。主な事業といたしましては、96ページから98ページにありますように、戸頭地区のふれあい道路の改修に向けた測量設計や市内3路線の通学路の安全対策を実施し、引き続き安全安心なまちづくりを進めます。また、99ページにありますように、桑原地区について新市街地の創出による新たな雇用創出や若者世代の定住を促進するため、土地区画整理事業の事業化に向けて協議を進めるとともに、準備組合に対する事業化支援を行います。また、100ページにありますように、JR東日本が実施するJR取手駅東口構内のエレベーター及びホームドアの整備工事に対して補助金を交

付し、駅利用者の利便性向上を図ります。

次に、110 ページからの消防費です。主な事業は 112 ページにありますように、消防団活動の充実強化を図るため、消防ポンプ自動車 1 台を更新するとともに、常備消防でも梶木消防署に配備されている水槽付消防自動車を更新し、消防体制の強化を図ってまいります。

次に、113 ページからの教育費です。主な事業としましては、119 ページにありますように、ゆめみ野地区の人口増加や 35 人学級への対応などにより、今後、教室数の不足が見込まれる高井小学校の校舍増築に向けた実施設計に着手いたします。また、126 ページにありますように、白山小学校において、学校の長寿命化改良工事に合わせて、放課後子どもクラブ室の新築工事を実施いたします。

以上、令和 5 年度取手市一般会計予算案の概要について、ご説明申し上げました。よろしく御審議いただき可決決定くださいますよう、お願いいたします。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。私からは、令和 5 年度一般会計当初予算案の歳入につきまして、一括してご説明申し上げます。説明につきましては予算書と予算説明書に基づいて行いますので、よろしくお願いいたします。まずは、予算説明書 6 ページを御覧ください。初めに歳入の全体像について御説明いたします。令和 4 年度当初予算額と比較して増額となっております項目は、第 1 款、市税、第 11 款、地方交付税、第 18 款、寄附金など 11 項目。減額となっておりますものが第 21 款、諸収入、第 22 款、市債など 10 項目。昨年と同額が第 20 款、繰越金となっております。歳入の根幹をなす市税は 136 億 1,170 万 1,000 円で歳入総額の 33.3% を占め、金額で前年度比 2 億 1,898 万 4,000 円増、率にして 1.6% の増となっております。次に内容について主なものを御説明いたします。予算説明書の 8 ページを御覧ください。第 1 款、市税についてです。個人市民税の現年度課税分ですが、均等割と所得割につきましては令和 5 年度は、令和 4 年度の課税実績を基に算出しております。所得割は生産年齢人口の減少は見られるものの、令和 4 年度の課税実績を基に算出した結果、前年度比 1 億 7,350 万 3,000 円増の 54 億 674 万 1,000 円を見込みました。次に、法人市民税です。法人税割については 8 ページ、下から 2 行目の予算額になりますが、5 億 8,455 万円を見込み、前年度と比べ 3,836 万 4,000 円の減となっております。令和 5 年度につきましては、令和 4 年度に見られた原材料高騰等が引き続き影響を及ぼすことも考慮しつつ、令和 4 年度の課税実績を基に算出した結果、減額を見込んでおります。次に、予算説明書 9 ページを御覧ください。固定資産税の土地については、9 ページ表の下に予算額とありますが、14 億 4,716 万円を見込んでおります。地価の下落により前年度と比較し、368 万 2,000 円の減となっております。次に、固定資産税の家屋については、10 ページを御覧ください。表の上に予算額とありますが、28 億 1,816 万 9,000 円を見込んでおります。家屋の増により、前年度と比較して 6,696 万円の増となります。次に 11 ページを御覧ください。軽自動車税種別割は、表の下に予算額とありますが、2 億 3,369 万 8,000 円を見込んでおります。令和元年度に創設された環境性能割につきましては、軽減措置の終了により、令和 5 年度は本来の税率となりますが、登録台数の減少により 1,458 万 6,000 円を見込んでおります。次に 12 ページを御覧ください。

さい。市たばこ税です。たばこ税は1,914万3,000円増の6億2,718万1,000円を見込んでおります。次に13ページを御覧ください。滞納繰越分です。税目ごとに、令和4年度分の収入額と不納欠損額から滞納繰越分を算出し、それを基に、令和5年度滞納繰越分を見込んでおります。各税目を合計した予算額は8,962万2,000円となっております。

次に、14ページから15ページを御覧ください。第2款、地方譲与税から第10款、地方特例交付金までと、第12款、交通安全対策特別交付金については、地方財政計画に基づき推計をいたしました。第6款の法人事業税交付金は、1億9,000万円を計上しております。これは、令和元年10月からの法人市民税の一部国税化の減収補てん措置として創設されたもので、県の法人事業税額の一定割合が各市町村に案分して交付されております。なお、案分の方法について、令和4年度までは経過措置がございましたが、令和5年度からは市内企業の従業員数に基づき按分されることとなっております。第7款の地方消費税交付金は、県から示された見込額である24億6,500万円を計上しております。前年度と比較して、2億3,300万円増、率にして10.4%の増となっております。

次に、右の15ページ上段、第11款、地方交付税についてです。普通交付税は82億8,000万円を見込んでおります。前年度より6億3,000万円の増となります。

次に、第13款、分担金及び負担金についてですが、ここからは、恐れ入りますが予算書を御覧ください。予算書の23ページになります。主なものは、1目、民生費負担金で、児童福祉費負担金の民間保育園入所児保護者負担金が45万4,000円増の6,674万円となっております。

次に、第14款、使用料及び手数料について、主なものを申し上げます。第1項の使用料については、23ページ下段の2目、民生使用料の公立保育所使用料（保護者負担分）が88万4,000円増の6,335万4,000円を計上しております。25ページ下段からの第2項、手数料については、26ページ上段の1目、総務手数料の2節、戸籍住民登録手数料は戸籍や住民票の写しなどを合わせて、202万4,000円減の2,494万円を計上しております。また2目、衛生手数料のし尿処理手数料では、324万円増の2,418万円を計上しております。

次に、第15款、国庫支出金についてです。28ページ中段の第1項、国庫負担金は、1目、民生費国庫負担金で、52億6,437万2,000円を計上しております。前年度と比較すると2億3,568万2,000円増となっており、増の顕著なものを申し上げますと、28ページ下段の生活保護費負担金は、生活保護世帯数の増により、1億1,025万円増の16億9,350万円となっております。次に、第2項、国庫補助金です。主なものを申し上げます。まず29ページ、中段の3目、衛生費国庫補助金の出産・子育て応援交付金は、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型相談支援と経済支援を一体的に実施する出産・子育て応援相談事業の財源として受け入れるもので、4,341万7,000円となっております。同じく29ページ、下段の4目、土木費国庫補助金、市道整備事業費補助金の防災・安全交付金（生活空間の安全確保分）は、ふれあい道路の改修、通学路整備事業、都市計画道路整備事業に対する交付金で、1億2,158万4,000円となっております。30ページ下段の6目、教育国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金は、白山小放課後子どもクラブ室新築事業に

対する交付金で、6,666万6,000円となっております。

次に、第16款、県支出金です。まず、第1項、県負担金の主なものを——主なものとしましては、31ページ中段の2目、民生費県負担金の自立支援給付費負担金が自立支援給付の利用件数や利用金額が増加傾向にあることから、県負担分の増により、2,650万円増の4億9,200万円となっております。

次に、第2項、県補助金で、32ページ下段の3目、衛生費県補助金の出産・子育て応援交付金は、先ほど御説明した出産・子育て応援相談事業の県負担分で、1,116万4,000円となっております。また、33ページ下段の7目、教育費、県補助金の子ども・子育て支援整備交付金も、先ほど御説明した白山小放課後子どもクラブ室新築事業に対する県負担分で、国庫補助金と同額の6,666万6,000円となっております。

次に、第18款、寄附金です。35ページ下段のふるさと取手応援基金寄附金は、令和3年度から専門の部署を設置して拡大を図ったことにより、多くの方々からの御寄附をいただいております。令和4年度も寄附金は増加傾向にあることから、2億円増の12億円の寄附金を見込んでおります。次に、第19款、繰入金です。予算書36ページ中段からの2項、基金繰入金については、1目、財政調整基金は、1億円増の6億円を計上しております。4目、公共施設整備基金繰入金は、白山小放課後子どもクラブ室新築事業、旧取手一中体育館の耐震補強大規模改造事業などに2,904万6,000円を計上しております。6目、ふるさと取手応援基金繰入金については、昨今の寄附金額の増加傾向を踏まえ、観光事業やアートのあるまちづくり、備品購入などの各種事業に充当する金額を増額したほか、ふるさと取手応援寄附金推進事業においては、寄附金の増加に伴い返礼品代や送料などの経費も増となりますが、これらの寄附募集の経費にもふるさと取手応援基金を充当していることから、前年度比2億5,081万8,000円増の11億2,666万2,000円を計上しております。

次に、第21款、諸収入です。増減の顕著なものを申し上げます。37ページ、中段の1項、延滞金加算金及び過料のうち、市税延滞金は近年の滞納整理の実績を勘案して、900万円増の4,900万円を計上しております。また、予算書39ページからの5目、雑入は前年度と比較して、3,855万1,000円の減となっております。これは総務費雑入において、39ページ下段の取手地方広域下水道組合派遣事務費が650万円の減となったほか、令和5年度の予算書には記載されておりませんが、茨城県自治研修所派遣事務費が800万円の皆減。後期高齢者医療広域連合派遣事務費が1,000万円の皆減。県相互交流事務費が600万円の皆減となったことなど、主に外部団体への職員派遣の終了によるものとなっております。

次に、予算書42ページからの第22款、市債についてです。42ページ、中段やや下の5目、合併特例債については、前年度と比較して9億110万円増の、15億1,180万円を計上しております。大きく増となった要因は、地域振興基金へ積み立てる基金造成分を10億7,920万円計上したことによります。なお、合併特例債については、予算説明書192ページに充当先一覧が掲載されておりますので、後ほど御参照ください。7目の臨時財政対策債は、前年度と比較して5億5,000万円減の3億円を計上しております。大幅な減とな

った要因は、令和5年度の地方財政計画では地方税等の地方財源の増加傾向を反映し、地方の財源不足が縮小する見通しであることから、地方交付税の振り替わり分である臨時財政対策債が減となったことによるものです。歳入につきましての説明は以上でございます。

続きまして、歳出予算について、各款ごとに主なものを、各部一括にて御説明いたします。よろしく願いいたします。

○議会事務局長（吉田文彦君） 議会事務局、吉田です。令和5年度取手市一般会計歳出予算のうち議会費についてご説明申し上げます。まず最初に、議会費全体としては令和4年度当初予算額と対比して、749万9,000円増の2億6,933万4,000円となっております。全体としての増額の理由といたしましては、議員報酬及び期末手当について、4月に行われる市議会議員補欠選挙により欠員1名分の増額があること、及び議員期末手当の支給率増額が主なものとなっております。それでは、各事業の中で主なものをご説明申し上げます。予算書は43ページ、予算説明書は16ページをお開き願います。議員報酬等に要する経費、1億9,304万7,000円でございます。昨年度と比較して、全体で680万5,000円の増額となっております。議員報酬につきましては、欠員1名分の493万2,000円が増額となっております。また、期末手当につきましては欠員1名分及び人事院勧告に伴う支給率の増により、266万5,000円の増額となります。なお、議員共済給付費負担金は、説明書のとおり令和5年4月1日現在の実議員数で負担額が計算され、負担金率も下がっておりますので、令和4年度より79万2,000円減の3,564万6,000円となっております。

次に、議会調査運営に要する経費854万5,000円でございます。まず最初に、議員の皆様にかかる費用弁償についてです。委員会における所管事務調査の充実から、議員・委員派遣が今後増加することを見込み、議員・委員派遣旅費を30万円増額し100万円としております。続いて、消耗品費についてです。令和5年度は4月に市議会議員補欠選挙、1月には改選が控えており、それらに伴う準備経費として21万1,000円を計上し、全体で113万5,000円としております。次に、タブレットに係る経費についてです。令和2年8月から議員の皆様にご貸与しておりますタブレットでございますが、令和5年度はタブレット使用料120万4,000円と修繕料9万9,000円を計上しております。現在ご使用のタブレットは来年度7月末で契約が終了いたしますが、それ以降は再リース契約へと移行する予定です。またこちらについては、デモテック四者協定に基づきまして、ペーパーレスアプリの使用料、年間138万6,000円分を無償提供いただいておりますので、本来必要な支出と比較いたしますと大幅な減額となっております。続きまして、予算書45ページ、議会報及び会議録発行に要する経費でございます。御承知のとおり、議会報ひびきは令和2年5月1日号からウェブを中心に広報していくこととしておりますが、パソコンやスマートフォンを所有されていない市民の皆様には、A3両面カラー印刷の概要版を市内公共施設や郵便局、駅、スーパーなどに配置するとともに、自宅への配送希望があったお宅には直接お届けしております。こちらの経費といたしまして、印刷製本費22万1,000円と二つ折り手数料7万7,000円を計上しております。

以上で、議会費関係の説明を終わります。

○総務部長（鈴木文江君） 総務部、鈴木です。続きまして、2款、総務費につきまして

御説明いたします。総務費の所管につきましては、総務部、政策推進部、財政部、会計課及び監査委員事務局に分かれており、各所管部長より御説明いたします。総務費の説明に入る前に、まず一般会計における人件費についてご説明申し上げます。予算説明書182ページ、令和5年度一般会計性質別歳出内訳の表を御覧ください。上から2行目、一般会計の人件費総額、78億7,282万4,000円を計上しております。対前年比4,916万1,000円、0.6%の増額です。そのうち上から3行目、特別職の人件費です。4,555万1,000円で、対前年比10万8,000円、0.2%の増額となっています。続きまして、上から5行目、一般職員の人件費です。64億6,185万円で、対前年比2,304万1,000円、0.4%の減額となっております。主な要因としましては、退職手当負担金の減が見込まれることが挙げられます。定年引上げに伴い定年年齢が61歳になりますが、60歳到達者の半数が退職すると見込んだ額を計上しております。次に、上から6行目、会計年度任用職員の人件費です。10億7,218万7,000円で、対前年比6,850万3,000円、6.8%の増額となります。主な要因としましては、人事院勧告による給与改定等に伴い報酬単価が引上げとなることによるものです。また、予算書293ページに記載のとおり、地域手当の予算額が2,720万円増額となっております。増額となった主な要因としては、令和4年度現在、10%としていた支給率を1%増率し、11%としたことが挙げられます。

続きまして、2款、総務費の説明に入らせていただきます。新規事業など主なものにつきましては、ここから先は、予算説明書に基づき御説明させていただきます。予算説明書19ページを御覧ください。1目、一般管理費の防犯に要する経費、1,880万1,000円です。防犯活動推進報酬のほか、防犯カメラの設置工事費として285万円を計上しており、県補助金120万円を充当する予定です。令和3年度から県が3か年計画で実施している補助金制度で、令和5年度が最終年度となります。設置場所につきましては、警察署と協議し市内2か所を予定しております。次に、26ページから28ページにかけての8目、電算組織管理費の電算・OA化等に要する経費3億9,436万1,000円です。主なものは、住民基本台帳・各種税台帳など大量のデータ処理システム、財務会計・予算編成などの事務処理システムのほか、定型の業務について効率的で正確に行うための情報情報処理委託料及び庁内ネットワークの管理委託料です。令和4年度と比較して、約375万円の増となります。令和5年度は、特に総務省が推進する地方自治体のデジタル化に関連して、住民基本台帳や税等の基幹システムを国が定める統一仕様へ標準化・共通化するためのシステム改修や庁内事務への電子決裁の導入などによる業務の効率化を進めてまいります。

次に、29ページ、9目、交通安全対策費の自転車駐車場の維持管理に要する経費、6,015万3,000円です。前年度5,651万8,000円から363万5,000円の増額となります。要因としましては、人件費とサイクルステーションとりでの定期点検で実施する部品交換代が増額の主なものとなります。

次に、同じく29ページ、放置自転車対策に要する経費、213万4,000円です。前年度316万6,000円から103万2,000円の減額となります。減となった主な要因としましては、警告の実施により放置自転車の台数が減少してきていることから、放置自転車を撤去運搬するための委託回数の減、放置自転車ステッカーを貼って警告をする委託日数の減による

ものです。

次に、同じページ下段から 30 ページにかけての 10 目、地方振興費の地区振興に要する経費、2,482 万 8,000 円です。このうち地区補助金は、各地区の自主的なコミュニティー活動を積極的に支援するためのもので、令和 5 年度は 74 地区に対し交付します。財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業であるコミュニティー助成事業補助金が、令和 5 年度は、令和 4 年度と比較し減額の申請となったことが主な要因となり、令和 4 年度と比べ 86 万 2,000 円の減となっております。次に、30 ページ中段、地区集会所整備に要する経費、76 万円です。自治会・町内会のコミュニティー活動の中心となる地区集会所の修繕や維持等を補助するものです。30 ページ中段の表のとおり、2、集会所の整備事業、5、集会所の維持事業が予定されております。整備事業 1 件当たりの事業費が昨年比で少額となるため、76 万円の減となっております。

次に、同じページ下段から 31 ページにかけての 11 目、災害対策費の防災訓練に要する経費、71 万 1,000 円です。前年度 414 万 5,000 円から大幅な減となります。要因としましては、昨年 5 月に開催しました第 70 回利根川水系連合総合水防演習に関する減額となります。令和 5 年度に行う防災訓練等においてはより実践的な訓練とするため、協定を締結している民間事業者の協力を得て訓練を実施したいと考えておりますのでその費用を計上いたしました。次に、31 ページ中段、災害対策に要する経費、2,693 万 2,000 円です。こちら前年度 3,657 万 8,000 円から大幅な減額となりますが、昨年 10 月から全戸配布しました冊子型の総合防災マップに要した費用が要因となります。また現在、防災マップの更新に合わせたウェブ版ハザードマップの運用開始の準備を進めており、来年度はそちらの保守契約を結ぶ予定となっております。その費用を新たに計上しております。その下、31 ページ下段から 32 ページにかけての防災施設等の整備に要する経費、1,511 万 8,000 円です。こちらの減額の要因としましては、防災行政無線の屋外拡声子局の保守点検を隔年で実施しており、令和 5 年度は不実施の年度となりますので、減額となっております。また、防災ラジオにつきましては、引き続き貸与実績に応じて標準タイプ 200 台を購入いたします。次に、32 ページ中段、自主防災組織に要する経費、863 万 4,000 円です。昨年 11 月に自主防災組織未結成地区の市政協力員や民生委員を対象とした研修会を実施しました。その影響もあり、現在、安全安心対策課では複数の地区から新規結成に向けた御相談をいただいております。自主防災組織が新規結成されますと、補助金交付要綱により資機材整備補助金として 3 年間にわたって 15 万円交付されますので、そのような予算を計上しております。

次に、同じページ下段から 33 ページにかけての 13 目、男女共同参画推進費の男女共同参画社会の推進に要する経費、95 万 7,000 円です。主なものは、男女共同参画情報誌の印刷製本費、男女共同参画地域推進委託料などです。5 年に一度策定する市男女共同参画計画書などを前年度に作成したことにより、121 万 6,000 円の減となっております。次に、35 ページ、3 項、戸籍住民基本台帳費の戸籍・住民基本台帳事務に要する経費 4,508 万 4,000 円です。主なものは戸籍及び住民基本台帳関係届出、各種証明書等の交付に関するシステム使用料です。なお、令和 5 年度は、事業費が令和 4 年度と比較し 589 万 1,000 円

の増額となっております。主な理由としましては、戸籍及び戸籍附票システムの連携に伴うシステム改修によるものです。

次に、36 ページ中段、個人番号事務に要する経費、2,534 万円です。主なものは、市民課及び藤代総合窓口課において、個人番号カードの申請交付等の事務を行う会計年度任用職員の報酬です。なお、令和5年度は令和4年度と比較し、事業費が907万5,000円の増額となっております。主な理由としましては、会計年度任用職員の増員、報酬改定によるものです。

次に、37 ページ、4 項、選挙費の市長及び市議会議員補欠選挙の同時選挙に要する経費、4,659 万 5,000 円です。市長の任期が令和5年4月26日に満了することにより、執行が予定される市長選挙及び市議会議員に欠員が生じていることによる市議会議員補欠選挙の経費です。主なものは、選挙管理委員や投票管理者・立会人等の報酬、選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当、投票用紙や選挙公報等の印刷製本費、投票所入場整理券の郵送料、ポスター掲示場設置撤去業務や投票事務従事者派遣業務等の委託費、選挙運動の公費負担金です。また、次の市議会議員一般選挙に要する経費7,232万7,000円は、市議会議員の任期が令和6年2月14日に満了することにより執行が予定されている選挙経費です。主なものは、先ほどの市長及び市議会議員補欠選挙の内容と同様となります。なお、市議会議員一般選挙では選挙すべき人員が24人と多く、立候補者数もそれに伴い増加します。ビラ証紙の購入数、ポスター掲示場の区画数、選挙後援の対象者数が、市長及び市議会議員補欠選挙と比較して非常に多くなることから、先ほどの市長及び市議会議員補欠選挙の経費より予算の総額が大きくなっております。以上、総務費のうち総務部所管の主な内容について御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは、政策推進部所管の事業のうち、前年度と比較して金額の増減となったものを中心に、予算説明書によりご説明申し上げます。

予算説明書20ページから21ページ、広報発行に要する経費2,083万円でございます。193万3,000円の増となります。増の主な要因は、原材料費及び燃料費等の高騰の影響により、広報印刷業務委託料及び広報配送配置業務委託料が増となったことによるものです。広報とりでは毎月2回、政策情報誌「藁（ひこばえ）」は年3回発行しており、印刷業務委託料及び新聞折込料が主な経費となります。より多くの方が手に取りやすいよう、公共施設のほかスーパーマーケットやコンビニエンスストア、病院等、市内127か所に配置しております。

続きまして、予算説明書22ページ、ホームページ管理に要する経費、685万6,000円は、167万5,000円の増となります。増の主な要因は、現行のメールマガジン配信システムのサービス終了に伴う新システムへの移行業務委託料及びウェブサイトアクセス開設ツールをバージョンアップするものです。

続きまして、予算説明書25ページ、シティープロモーションに要する経費、471万4,000円で、56万8,000円の減となります。減の主な要因は、令和4年度は例年の撮影に加え、取手の四季にスポットを当てた動画を撮影しました。令和5年度はそれらの撮影が

終了したため減となるものです。今年度に引き続き撮影動画をスピーディーに編集公開し、継続的に市の魅力を発信してまいります。そのほか、PRサポーターの登録者とシティプロモーションサイトへの投稿増加を目的としました写真講座を新たに開催いたします。また、PR大使の協力を仰ぎながら、引き続き知名度向上に努めてまいります。

続きまして、予算説明書 26 ページ、取手市総合計画に要する経費、1,257 万 4,000 円です。市の最上位計画である総合計画の現基本計画であるとりで未来創造プラン 2020 は計画期間が令和 5 年度までとなることから、次期計画策定を進める必要があります。計画策定に当たっては市民意見交換会の開催や人口ビジョンの改定などに際し、市民の意見を引き出すための効果的な手法や専門的な知見を要する詳細な分析業務が必要になることから、業務委託を行い、より精度の高い計画策定を進めてまいります。

続きまして、予算説明書 34 ページの、常総地方広域市町村圏事務組合負担金、12 億 5,381 万 2,000 円は、263 万 1,000 円の減となります。常総地方広域市町村圏事務組合全体の予算額は増となっておりますが、取手市以外の構成市の負担額も増額となっております。その要因は、消防費等の増によるもので、取手市は消防費については負担しておらず、なおかつ土木費、公債費が減額となったため、取手市分の負担金が減となったものです。総務費の政策推進所管事業は以上となります。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、財政部所管分について御説明いたします。予算説明書 23 ページを御覧ください。ふるさと取手応援寄附金推進事業に要する経費、18 億 4,236 万 8,000 円につきましては、ふるさと取手応援基金への寄附金や利子の積立て 12 億 1 万 8,000 円、インターネット上での寄附金受付やクレジットカードでの決済、返礼品代や送料及び受領書発行等に係る委託料、6 億 1,446 万 4,000 円等を計上しております。なお、令和 5 年度の寄附金につきましては、歳入でもご説明申し上げましたとおり、2 億円増の 12 億円を見込んでおります。

続きまして、予算説明書 23 ページ下段の地域振興基金積立金、11 億 3,602 万 3,000 円でございます。取手市地域振興基金条例に基づき、市民の連帯の強化または地域振興等のために必要な経費に充てるため、合併特例債を活用して基金を造成し、積み立てるものがございます。積立ては、令和 4 年度と 5 年度の 2 か年に分けて行うこととしており、その内訳は、予算説明書 24 ページ上段の表を御覧ください。2 か年の積立て額の総額は、約 22 億 7,000 万円となります。積立てた基金は、借入れた地方債の償還の範囲内において取り崩すことが可能となりますので、令和 6 年度以降には新市まちづくり計画に位置づけられた事業に活用する予定です。

続きまして、予算説明書 24 ページを御覧ください。庁舎の管理に要する経費、1 億 1,946 万 7,000 円でございます。取手庁舎の維持管理に係る委託料や電気・ガス・水道といった光熱水費が主な経費でございます。前年度と比較しますと、1,388 万 6,000 円の増となっております。主な理由としましては、光熱水費が電気料金及びガス料金の値上がりに伴い、前年度比 1,921 万 4,000 円増となったことや、委託料が物価高騰の影響を受け前年度比 250 万 4,000 円増となった一方、令和 5 年度の予算説明書に記載はございませんが、令和 4 年度に実施したエレベーター改修工事が 852 万 5,000 円減となったことによるもの

です。総務費の説明は、以上でございます。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 続きまして、3款、民生費についてご説明申し上げます。民生費は福祉部と健康増進部が所管していますので、まず福祉部所管の主な事業を、次に健康増進部所管の順で説明いたします。最初に、予算説明書38ページ、社会福祉協議会助成に要する経費1億2,072万6,000円です。地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の特性を生かし、各種福祉サービス事業の運営など、市民の生活に直結する事業展開の推進を図るものです。予算説明書42ページ、成年後見制度利用促進に要する経費751万円です。利用者や後見人等の相談窓口となり、関係機関の調整役となる中核機関機能の一部を社会福祉協議会に委託いたします。また、第二期取手市成年後見制度の後見制度利用促進基本計画に基づき、取手市成年後見制度利用促進審議会を開催し、市の取組の報告を行い、評価を受けます。続きまして、生活困窮者一時生活支援事業に要する経費141万1,000円です。新規事業として、実施主体である茨城県と協定を締結した市との広域実施であり、事業の負担金を計上しております。住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間宿泊場所や衣食を提供するとともに、利用者の自立を促すために、自立相談支援事業による支援を行うものです。

次に、予算説明書45ページ、介護給付費等に関する経費、19億7,349万5,000円です。前年度と比較しますと、1億619万4,000円増額となっております。これは扶助費である自立支援給付費の各障害福祉サービス、特に共同生活援助（グループホーム）を利用する方や、就労継続支援A型・B型を利用する方が増加していることによるものです。

予算説明書49ページ、高齢者等移動支援事業に関する経費、1,461万5,000円です。前年度と比べまして、17万7,000円の増となります。要介護・要支援の高齢者など移動に制約がある方の外出促進のため、移送団体——移送団体やタクシー利用の際に運賃を助成する助成券を交付するものです。そのほか、移送団体に車両の点検整備費などを助成することで、サービスの充実を図ります。

次に、予算説明書53ページ、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に要する経費、570万6,000円です。介護保険法によりまして、市町村は3年に一度、介護給付の円滑な実施に関する計画を定めることになっております。第10期高齢者福祉計画・第9期取手市介護保険事業計画を策定するに当たり、日常生活圏域ニーズ調査及び計画策定業務の一部を委託するものです。

次に、予算説明書58ページ、児童手当支給に要する経費、12億8,760万円です。前年度と比較しますと、4,260万円減額となっておりますが、これは出生数の減少によるものと、児童手当法の一部改正により特例給付の対象のうち所得額が一定の額以上の方が支給対象外となったことによるものです。

次に、予算説明書59ページ、障害児通所給付費に要する経費、5億4,725万円です。前年度と比較しますと、1,614万3,000円増額となっております。これは扶助費である障害児通所給付費のうち、児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用が増加していることによるものです。

予算書65ページ、保育所民営化に要する経費、308万円です。令和6年4月より中央

保育所を民営化する計画で、年間を通じた行事や5か月間の通常保育の合同保育を設けるため、施設長候補者、主任保育士候補者などの給料を補助するものです。

予算説明書 142 ページ、生活保護に要する経費、22 億 5,800 万円です。生活保護の申請件数が年々増加している中、その困窮の程度に応じて必要な支援を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自立への助長のため支援するものです。前年度比 1 億 4,700 万円の増となっております。以上となります。

○健康増進部長（大野安史君） それでは、民生費の健康増進部所管の主な事業を御説明いたします。予算説明書 39 ページをお開きください。健康づくり推進事業に要する経費、310 万 1,000 円です。前年度と比較しますと 107 万 5,000 円の減となります。減額の主な理由は、健康づくり応援補助金の実績をベースに見込んだことによるものでございます。こちらは、市民が健康で幸せに暮らせるスマートウェルネスとりでの実現を目指し、健康に関する様々な事業を展開することで、市民全体の健康づくりを推進するものです。令和 5 年度も引き続きフィットネスクラブで運動を始める市民への支援事業及び体験イベント等を進めてまいります。

続きまして、予算書だけとなりますが、105 ページをお開きください。国民健康保険事業特別会計繰出金、5 億 8,050 万 1,000 円です。この繰出金は国民健康保険事業の健全運営を図るため、保険基盤安定、職員給与、事務費、出産育児一時金、国保財政安定化支援事業分として一般会計から繰り出すもので、地方交付税措置されるものでございます。

次に、予算説明書に戻りまして 39 ページをお開きください。ウェルネスプラザ管理運営に要する経費 1 億 2,094 万円です。こちらは、取手ウェルネスプラザ及び取手ウェルネスパークの管理運営により、市民の健康づくり施策の推進と中心市街地の活性化を図る経費でございます。

次に、こちらも予算書だけとなりますが、122 ページをお開きください。後期高齢者医療特別会計繰出金、18 億 1,862 万 7,000 円です。この繰出金は、後期高齢者医療事務に要する職員給与、事務費等及び茨城県高齢者医療広域連合への市の負担金や医療費負担分として一般会計から繰り出すものでございます。続いて予算——失礼しました、予算説明書 54 ページから 55 ページをお開きください。医療福祉費助成に要する経費、6 億 2,231 万 8,000 円です。前年度比較で 395 万 8,000 円の増額となっておりますが、前年度の実績に伴うものとなります。こちらは主にマル福、ぬくもり医療支援——失礼しました、ぬくもり医療制度に伴う診療や調剤等医療費の助成費用に充てるものでございます。

続きまして、4 款、衛生費の健康増進部所管分につきまして、主な事業を御説明いたします。予算説明書 69 ページをお開きください。予防接種に要する経費 3 億 4,779 万円でございます。前年度と比較しますと 2,803 万 8,000 円の減となります。減額の主な理由は、令和元年度より開始した風しんの追加的対策において、実績に合わせた計上となっているほか、乳幼児が実施する予防接種委託料において出生数の減少等も主な理由となっております。予防接種に関しましては、子宮頸がんワクチンでは、2 価、4 価 HPV ワクチンに加え、令和 5 年度より 9 価 HPV ワクチンが定期接種化されることにより、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者が正しい判断で接種ができるよう情報提供並びに周知の徹底

に努めてまいります。なお、HPVワクチンの積極的勧奨を差し控えの時期に、自費でHPVワクチンを接種したキャッチアップ対象者に対し、令和5年6月1日より任意予防接種費助成を開始いたします。

次に、予算説明書73ページをお開きください。母子健康に要する経費、7,050万8,000円です。前年度のと比較しますと632万1,000円の減となります。こちらの減額の主な理由は、特定不妊治療が令和4年4月から保険適用となり、茨城県の助成事業が令和5年度中に終了となるため、市の助成事業も同様に終了としたことや沐浴人形などの必要な備品を令和4年度に購入したことによるものでございます。令和5年度からプレママ教室をマタニティクラス、プレパパ教室をウエルカムベビークラスと名称を変更し、時代の流れに即した多様性を鑑みながら、未婚の方なども含め、あらゆる方が参加しやすい教室を目指すものです。妊娠から出産・産後は体の変化や育児に対する不安も重なり、母親の孤立感も増大しやすい時期であることから、産婦人科——失礼しました。産婦健康健康診査や産後ケア事業等により、産後も安心して子育てができる支援体制の充実を図るとともに、BPプログラムや母子健康教育により親子の絆づくりと仲間づくり、育児不安の軽減を図ってまいります。

次に、予算説明書75ページをお開きください。妊産婦子育て女性の健康づくり事業に要する経費、504万8,000円です。妊産婦と乳幼児の母親を対象に、運動と相談の一体型健康教室やオンラインと対面教室で実施し、妊娠期から育児期にある母親の健康増進及びメンタルヘルスの向上を図ります。

次に、予算説明書76ページをお開きください。出産・子育て応援相談に要する経費、6,578万5,000円です。国の出産・子育て応援交付金事業の創設により、取手市におきましても、妊娠——失礼しました、妊婦・子育て家庭に寄り添った継続的な支援のさらなる充実を目指し、伴走型相談支援と経済的支援を一体として行う出産・子育て応援相談事業を、令和5年3月から開始し、令和5年度も引き続き実施していくものでございます。

最後に、予算説明書の76ページ下段となります。生活習慣病対策検診に要する経費、4,176万4,000円です。前年度と比較しますと、487万5,000円の増となります。増額の主な理由は乳がん、子宮がん、大腸がん、肺がん等の受診者数の増加によるものでございます。各種がんの早期発見に向け、受診率向上対策として、特に20代から30代の若い女性への意識向上及び啓発アプローチを——普及啓発のアプローチを引き続き強化してまいります。またフレイル予防の取組として、各種がん検診や特定検診後の保健指導、生活習慣病重症化予防のための戸別訪問等により、市民の健康意識向上を図り、あわせてオーラルフレイル予防として、歯周疾患検診や歯の健康相談等口腔機能の維持を目的とした専門職との連携も充実して進めてまいります。以上、健康増進部所管の主な事業の説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部の野口です。続きまして、まちづくり振興部所管歳出予算について御説明いたします。まちづくり振興部は、衛生費、農林水産業費並びに商工費になります。

最初に、4款、衛生費、環境対策課所管の主な事業から説明いたします。予算書は159

ページから、予算説明書は78ページからとなります。

1項、保健衛生費、6目、環境衛生費につきましては、前年度比2,459万円減の7,684万円を計上しております。主な事業としましては、予算説明書79ページの地球温暖化対策の推進に要する経費として1,772万6,000円を計上しております。次世代を担う市内在住の小学五、六年生を対象に、地球温暖化の要因となる二酸化炭素を吸収する役割を果たす森林整備や林業に対する理解と関心を高めるため、取手市と友好都市協定を締結している群馬県みなかみ町において体験型環境教育を実施いたします。また、小中学生に持続可能な未来をつくる知恵や価値感を育むとともに、環境問題への理解を深めるためタブレット等のICTを活用した探求型環境教育を今年度小中学校各1校の2校で開設しており、令和5年度は、新たに中学校1校、小学校3校を加え、6校に拡充して実施いたします。さらに、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、地域全体の再生可能エネルギーポテンシャルの把握及び費用対効果を含めた導入モデルの検討を行うため、取手市再生可能エネルギー導入計画を策定いたします。

次に、予算書は165ページから、予算説明書は81ページの2項、清掃費になります。2目、じん芥処理費につきましては、前年度比528万1,000円増の4億83万7,000円を計上しております。主な事業としましては、予算説明書82ページのじん芥収集に要する経費、3億9,286万円を計上しております。家庭から排出される一般廃棄物の収集運搬委託料、3億8,430万9,000円は、燃料費及び人件費単価など収集運搬に要するコスト増を見込んで増額しております。

次に、予算説明書は同ページの3目、ごみ減量推進費につきましては、前年度比345万7,000円増の1,082万円を計上しております。主な事業としましては、ごみ減量推進に要する経費として、一般家庭からモニターを募集して、毎月のごみ排出量を計測、報告及びごみ減量策の実践によるごみ排出量の推移等を見える化し、市民のごみ減量、リサイクルへの意識の高揚を図る家庭ごみ排出量実態調査を実施いたします。

次に、予算書は169ページから、予算説明書は83ページの5目、し尿処理につきましては、前年度比632万9,000円増の1億4,205万3,000円を計上しております。主な事業としましては、し尿処理事業に要する経費として、4,847万7,000円を計上しております。市内のくみ取り式トイレのし尿収集運搬委託料は、コロナ禍で自粛していた経済活動の再開により、新築工事現場等に設置する仮設トイレのくみ取り件数増を見込んで増額しております。また、龍ヶ崎地方衛生組合負担金は、88万6,000円増の9,357万6,000円を計上しております。衛生費は以上となります。

続きまして、農林水産業費につきまして、最初に、農業委員会所管事業費を農業委員会事務局長から説明いたします。

○農業委員会事務局長（浜野彰久君） 農業委員会事務局、浜野です。引き続き、農業委員会所管の主な事業を御説明いたします。予算書は174ページ、予算説明書は85ページになります。5款、農林水産業費、1項、農業費、1目、農業委員会費の機構集積支援事業に要する経費につきましては、前年度比14万7,000円増の143万3,000円を計上しております。主な事業としましては、毎年実施している遊休農地の現地調査及び農地の利用

意向調査に関わる集計などを行うための会計年度任用職員の報酬及び現地調査においてGPS機能搭載地図情報システムのタブレット端末使用料が主な内容でございます。以上です。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 引き続き、農林水産業費、農政課所管の主な重点事業を御説明いたします。予算書は174ページから、予算説明書は85ページからとなります。3目、農業振興費につきましては、前年度比580万6,000円増の1億1,775万9,000円を計上しております。主な事業としましては、農業振興に要する経費として、1,720万9,000円を計上しております。地域農業の経営安定を目的として、農業団体、各協議会、認定農業者への補助金、及び農業公社が実施する事業を円滑に推進するための農業公社事業円滑化補助金になります。

次に、予算説明書86ページの水田農業構造改革対策に要する経費につきましては、前年度比647万1,000円増の9,274万4,000円を計上しております。主に水田農業転作等実施補助金で、米の生産数量目標を達成し転作を実施した生産者に対する補助金になります。

続いて、予算書は278ページ、予算説明書86ページから87ページの4目、農地費の土地改良事業に要する経費として、4,131万7,000円を計上しております。主な事業としましては、地盤沈下対策事業、湛水防除施設維持管理、用水路修繕工事などの実施に伴う土地改良区等の団体に対する負担金並びに補助金になります。

続きまして、商工費になります。予算書は180ページから、予算説明書は88ページからになります。1目、商工総務費の自転車活用推進事業に要する経費35万円を計上しております。引き続き専門家や地域の関係団体で構成する自転車活用推進会議を通じて、市民の意見を反映した自転車活用推進計画を策定するとともに、自転車の安全利用や普及促進を図るセミナー等を開催するものです。

次に、予算書181ページ、予算説明書は同ページの2目、商工振興費は、前年度比442万7,000円減の1億4,881万1,000円を計上しております。主な事業としましては予算説明書89ページ、買い物弱者支援事業に関する経費200万円を計上しております。市内55か所において2台の移動販売車で、日常の買物が困難な地域に、定期的に食品・日用品・生鮮食品等の移動販売を行う事業者に対して事業実施に係る費用の一部を補助するものです。

次に、予算説明書90ページ、産業振興に関する経費は2,439万5,000円を計上しております。主な事業の内容は、産業活動支援条例に基づく奨励金で、市内へ進出する企業や市内企業の規模拡大に対し、固定資産税を基準とした奨励金を交付するもので、施設奨励金2,402万3,000円を計上しております。

次に、予算説明書91ページ、創業支援事業に関する経費は514万8,000円を計上しております。一般社団法人とりで起業家支援ネットワークと連携し、創業スクール事業やビジネスプランコンテスト事業等を実施しています。また、市内で利用した事業者に対して初期費用の一部を補助する産業振興チャレンジ支援事業補助金やインキュベーションオフィスMatch-hako（マッチ・バコ）の利用料金の一部を補助する市民事業活動促進補助金の補助事業を実施することで市内での起業を促進し、地域経済の活性化を図りま

す。

次に、予算説明書 92 ページ、わくわく取手生活実現事業に要する経費は 2,575 万 5,000 円を計上しております。過度な東京圏への一極集中の是正及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、移住や就職に関する要件に該当する方に対し、茨城県と共同して移住支援金を、単身の場合 60 万円、世帯の場合 100 万円を交付します。また、18 歳未満の世帯員を帯同して移住した場合、18 歳未満の者 1 人につき 30 万円を加算して交付します。

続いて、予算書 184 ページ、予算説明書 93 ページの 3 目、労働対策費につきましては、前年度比 642 万 7,000 円減の 955 万 9,000 円を計上しております。主な事業として、労働対策に関する経費、817 万 2,000 円を計上しております。職業相談・職業紹介を行う地域職業相談室の運営にかかる経費と、取手市生涯現役促進地域連携事業推進協議会に対し、事業実施に必要な事業費の貸付金になります。

次に、予算説明書 94 ページの 5 目、消費生活対策費、消費生活対策に要する経費は、1,214 万 4,000 円を計上しております。主なものは、消費生活相談員報酬並びに消費生活展実施委託料となります。

商工費の最後になります。予算書 188 ページ、予算説明書 95 ページ、6 目、観光費につきましては、3,937 万 9,000 円を計上しております。主に観光事業に関する経費 3,930 万 6,000 円で、とりで利根川大花火などの観光協会各事業への補助金となります。

以上、まちづくり振興部所管になります。

○建設部長（前野 拓君） 続きまして、第 7 款、土木費のうち、建設部所管分の主なものについて、ご説明申し上げます。最初に予算書を御覧ください。190 ページ下段から 191 ページの 1 項、土木管理費、1 目、土木総務費、25、道路管理に要する経費、3,328 万 1,000 円です。主な事業は、委託料の道路台帳整備委託 1,323 万 3,000 円を計上しております。

続きまして、予算説明書 96 ページを御覧ください。2 項、道路橋梁費、2 目、道路維持費、20、道路維持補修に要する経費、3 億 510 万 4,000 円です。取手市道約 1,000 キロの維持管理と修繕に要する経費でございます。主な事業内容は道路の舗装や側溝の補修などの費用として、修繕料 2,090 万円を計上したほか、街路樹や橋梁、横断歩道橋などの維持管理費として、委託料 2 億 1,643 万 9,000 円、新川・上萱場地区の市道舗装修繕工事として、2,500 万円を計上しております。

続きまして、予算説明書 96 ページから 97 ページになります。26、道路維持に要する経費、（2）ふれあい道路、市道 0106 号線、3,155 万 9,000 円です。戸頭地区の常総ふれあい道路、延長約 1,400 メートルの区間において、傷んだ舗装を改修するための詳細設計や積算根拠の算出のため、測量委託料、1,653 万 3,000 円、並びに詳細設計業務料、1,502 万 6,000 円を計上しております。なお、当該事業は令和 5 年度新規事業となっております。

続きまして、予算説明書 97 ページから 98 ページ、2 項、道路橋梁費、3 目、道路改良費、25、通学の整備に要する経費、1 億 4,237 万 3,000 円です。通学路安全対策プログラムに基づき道路改良及び安全対策施設整備を実施する 3 路線の工事請負費を計上しております。初めに、（28）東四丁目市道 4166 号線ほかです。東 4 丁目地内、新道さくら会館

の前面道路、延長約 250 メートルの道路改良工事費、2,000 万円を計上しております。こちらの事業につきましては、令和 5 年度完了予定でございます。続いて、(30) 桑原市道 4042 号線です。桑原地内、都市計画道路 3・4・3 号線交差点から、国道 6 号桑原歩道橋付近までの総延長約 400 メートルのうち都市計画道路 3・4・3 号線から延長約 200 メートルの区間、道路改良費 5,087 万 3,000 円を計上しております。

続いて、(32) 井野台一丁目市道 4113 号線ほかです。国道 6 号井野台交差点から井野台ちびっこ広場付近までの総延長約 550 メートルのうち、国道 6 号井野台交差点から延長約 275 メートルの区間、道路改良費 7,150 万円を計上しております。

続いて、予算書のほうになります。予算書 203 ページを御覧ください。3 項、都市計画費、3 目、地籍調査費、20、地籍調査事業に要する経費、160 万 8,000 円です。主な内容としましては、今年度地籍調査に着手した白山 3 丁目・白山 4 丁目及び白山 6 丁目の各一部地域、13 ヘクタールの 2 年目の作業として、地籍測定及び地籍図作成するための委託料のほか、地籍調査に係る事務費等を計上しております。

恐れ入ります、予算説明書のほうにお戻りください。101 ページ下段から 102 ページになります。4 目、街路事業費、22、都市計画道路 3・5・23 号北敷・沼附線に要する経費、5,014 万 3,000 円です。街路事業用地買収に伴う用地代 1,000 万円のほか、物件移転補償費 4,000 万円などを計上しております。予算説明書 102 ページ下段から 103 ページになります。5 目、都市排水費、20、排水路の維持管理に要する経費、6,175 万 6,000 円です。市内の雨水排水ポンプ施設の点検や排水路、調整池の維持管理に要する経費を計上しております。続きまして、予算説明書 103 ページ、21、樋管の維持管理に要する経費、1,650 万 6,000 円です。排水樋管・排水機場の維持管理に要する経費として計上しております。

予算説明書 103 ページ下段です。6 目、公共下水道事業費、20、取手地方広域下水道組合負担金 16 億 4,000 万円です。負担金と出資金に分けて予算を計上しております。

続いて、予算説明書 104 ページから 105 ページを御覧ください。7 目、公園緑地費、27、公園維持管理に要する経費、1 億 8,886 万 8,000 円です。市内公園緑地の維持管理経費のほか、都市公園施設長寿命化対策事業に伴う施設更新に要する経費——要する工事費を計上しております。そのほか 33、水辺利用推進に要する経費、34、小堀の渡しの運行に要する経費、35、舟運交流推進に要する経費、38、北浦川緑地管理に要する経費につきましては、予算説明書の 105 ページ中段から 107 ページにかけて掲載させていただいております。

最後に、予算説明書 107 ページから 108 ページ、4 項、住宅費、1 目、住宅管理費、20、市営住宅管理に要する経費、2,421 万 8,000 円です。市営住宅 9 団地 271 戸の管理運営していく上で必要となる経費である修繕料のほか、清掃や草刈り委託料などを計上しております。建設部所管分の土木費の説明は以上となります。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。都市整備部の予算の主なものについて御説明いたします。予算説明書 99 ページを御覧ください。8、桑原地区整備推進に要する経費、4,437 万 1,000 円でございます。桑原地区土地区画整理事業の早期事業化

を実現するため、事業認可図書の作成などに対する支援を行うとともに、準備組合及び事業協力者と共同して土地区画整理組合の設立に向けた関係権利者の合意形成を支援するものでございます。

続きまして、予算説明書 99 ページから 100 ページ、25、都市交通政策の推進に要する経費、1億2,625万円でございます。市内7ルート、7台の車両で運行するコミュニティバスの運行経費補償金、1億1,615万1,000円、路線バス負担金や補助金969万円が主なものでございます。

続きまして、予算説明書 100 ページ、26、交通バリアフリー推進に要する経費、2億8,166万6,000円でございます。JR東日本が実施するJR取手駅構内エレベーター及びホームドア整備工事に対して、補助対象費用——補助対象経費の3分の1を限度額として補助金を交付するものです。こちらにつきましては、令和5年度まで継続費を設定しており、市の補助額として計上するものでございます。

続きまして、予算説明書 100 ページから 101 ページになります。21、木造住宅耐震事業に要する経費でございます。予算額は241万3,000円で、耐震診断5軒分の委託料、そして耐震改修工事2軒分の補助金となっております。

続きまして、予算説明書 101 ページ、23、大規模建築物等耐震化支援事業に要する経費でございます。予算額は1,180万7,000円でございます。こちらは先ほどの木造住宅ではなくて、もっと大規模な建物の耐震診断、2件分の補助金となっております。

続きまして、予算説明書は 108 ページから 109 ページになります。23、定住化促進住宅政策に要する経費、4,003万7,000円でございます。主なものは、定住化促進住宅補助金4,000万円となります。平成28年度から実施しております、取手住ま入る（スマイル）支援プランを引き続き実施するものでございます。都市整備部所管は以上です。

○消防長（秋山龍司君） 続きまして、消防本部、秋山から、8款、消防費歳出予算について御説明を申し上げます。予算書は218ページから、予算説明書は110ページからとなりますが、主に、予算説明書にて説明をさせていただきます。それでは、予算説明書110ページ上段を御覧ください。消防総務事務に要する経費、2,139万4,000円は、各種災害対応及び消防行政事務を円滑に行うための委託料、使用料及び賃借料、負担金などが主なもので、昨年と比較し148万6,000円の増となります。その要因としては、事務用品費や防火衣、AEDリース料などの増額が主なものとなっております。続きまして、その下になります消防自動車等の維持管理に要する経費5,595万円は、消防自動車等が災害現場において十分な能力を発揮するための燃料費や維持管理費などが主なもので、昨年と比較して4,035万6,000円の増となります。その要因としては、取手消防署に配置しているはしご車の保守点検のための修繕料の増額が主なものとなっております。

続きまして、111ページ上段、救急業務に要する経費688万円は、救急業務を行うための消耗品や医薬材料費及び救急隊員への感染防止予防接種業務委託料などが主なもので、昨年と比較して43万6,000円の増となります。その要因としては、救急業務に必要な医薬材料費が増額になったことが主なもので、増加する救急需要に対するために必要な救急消耗品費290万円、医薬材料費275万4,000円のほか、救急隊員の感染対策のための——

ために11万5,000円を計上しております。

続きまして、その下になります。消防団員に要する経費、4,806万3,000円は、消防団員の報酬や退職報償金及び各種負担金などが主なもので、昨年と比較して36万7,000円の増となります。その要因としては、消防団員報酬の積算人数を新入団員加入予定数に合わせ増員したことでの増額が主なものです。

続きまして、112ページ上段、消防団の運営に要する経費、4,360万4,000円は、消防団員の出場報酬や運営交付金及び備品購入費などが主なもので、昨年と比較して2,070万9,000円の減となります。その要因としては、消防団車両の更新が1台となることが減額の主なもので、消防ポンプ自動車1台を購入するために2,156万5,000円及びこれまで水害実績などから消防団用の排水ポンプ16台を新たに配備するため、224万4,000円を計上しております。

続きまして、その下になります。消防施設の整備に要する経費、7,481万9,000円は、平成12年に柵木消防署に配置しました水槽付消防ポンプ自動車1台の更新を行うもので、昨年と比較して1,135万7,000円の増となります。その要因としては、購入する消防車両の種別の違いにより増額となったもので、消防体制の充実強化を図るための備品購入費として計上しております。以上で、消防本部所管の歳出予算の説明を終わります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。教育委員会所管の説明をいたします。予算説明書113ページをお開きください。通学送迎に要する経費2,019万4,000円です。小堀、小文間、市之台、貝塚及び大留地区から遠距離通学をしている児童生徒の安全な通学手段を確保するために、スクールバス及びスクールタクシーを運行する経費として、送迎委託料及び公用車リース料を計上しております。その下、教育情報機器整備に要する経費2億3,416万8,000円です。主な内容は、教育委員会と学校間の情報共有を目的に設置した教育委員会内のネットワークの基盤となるサーバー機器類の使用料とシステムの安定稼働を目的とした運用管理委託料となります。なお、昨年度より7,200万——約7,200万円増となっておりますが、主な理由としましては、令和4年度の教育センターシステムの更新によるクラウド使用料が通年分となり約2,500万円の増、教員が授業で使用する指導者用タブレットパソコンの更新と合わせて必要となるセンターシステム接続設定委託料で約1,300万円の増、ICTを用いた授業で利用する教育支援ソフトライセンスの更新により、使用料約3,000万円の増となっております。

次に、説明書114ページをお開きください。教育振興に要する経費、7,072万6,000円です。主な内容としましては、令和5年度から2か年契約で民間業者に委託し、英語指導助手14名を一律、小中学校に配置いたします。生きた英語を使つてのコミュニケーション体験を重視した授業を展開することで、児童生徒の英語力の向上を図るとともに、コミュニケーション能力の育成や国際感覚等の養成を目指します。

続いて、説明書115ページをお開きください。教育相談に要する経費、3,729万4,000円です。令和2年度より取手市の新しい学校教育3つの取組として、全員担任制、教育相談部会、2学期制の導入に取り組んでいるところです。令和5年度も引き続き、学校連携支援員や学校教育相談員がスクールカウンセラースーパーバイザーとともに各小中学校の

教育相談部会に参加し、児童生徒の悩みや困り事に対して支援をしております。そのほかの経費として、子どもと親の相談員謝礼、年2回、小学校4年生・5年生及び中学校1・2年生を対象に、学級集団の情報を分析評価するための学級集団アセスメントアンケートの業務委託料等を計上しております。

その下、特色ある新しい学校教育の推進に要する経費、512万9,000円です。令和3年度より取手市立山王小学校は小規模特認校として、小規模校ならではのきめの細やかな教育環境と、小学校6年間を通して創造する力・表現する力を育てる、特色ある学校教育プログラムに取り組んでおります。具体的には、外国籍の英語を母国語とするアーティストに山王小へ短期滞在していただきスタジオ開設する「となりのスタジオ」、また校庭や身近にある地域の土を採取し、土を練り、土器を製作する「大地からはじまること」という年間を通して体験していくプログラムを予定しております。また、この特色あるプログラムを市内の児童や保護者に知ってもらい、さらに山王小学校への転入学増を目指すため、事業拡大プログラムを追加いたします。地元民間企業と連携し、施設借用やものづくりのノウハウ等を提供していただき、さらなる児童の創造する力、表現する力を見出していきます。

同じく116ページの1番下になります。外部施設を活用した水泳学習推進事業に要する経費、2,117万円です。小学校及び中学校の水泳学習を外部施設の屋内プールを活用し、夏季以外でも水泳学習を行うことにより、計画的・効率的に学習を進め、水泳授業の充実を図ります。なお使用するプールについては、取手グリーンスポーツセンター及び民間プールに加えて、令和5年度から取手聖徳女子高等学校のプールも活用して水泳学習を行います。

次に、説明書119ページをお開きください。小学校建設事業に要する経費、高井小学校2,400万円です。ゆめみ野地区の人口増加により高井小学校の児童数が急増していることに加え、法改正による40人学級から35人学級への変更に伴い、令和7年度以降の普通教室数が不足すると見込まれるため、校舎増築工事の実施設計業務委託を行い、令和6年度の着工に向けて準備を進めます。

次に、説明書121ページをお開きください。中学校部活動指導員配置事業に要する経費、349万1,000円です。専門的技術の高い外部指導者を任用し、持続可能な部活動の円滑な運営と生徒の競技力向上を目指すため、市内6中学校に2人ずつ部活動指導員を配置し、生徒が専門的な技術の指導を受ける機会を確保します。

次に、説明書122ページをお開きください。生涯学習推進に要する経費1,061万6,000円です。市民の多様な学習意欲に応えるとともに、受講する方の知的好奇心を満たし各テーマを深く掘り下げた学習機会を提供するため、政治、経済、歴史、文化、文化財などの身近なテーマから哲学、科学健康、医療などの先端科学まで、幅広い分野の講演を行います。また、今年度から実施した学校運営協議会事業は、協議会を設置することにより、地域との組織的な連携・協力体制を継続的に行うとともに、学校の基本方針の承認を通して、学校や地域・子どもたちが抱える課題に対して当事者意識を持ち、連携・協働による取組を継続してまいります。令和4年度は、山王小学校1校での実施でしたが、令和5年度は

校長会と協議を行い、新たな学校運営協議会設置校を検討し実施してまいります。

説明書 126 ページをお開きください。放課後児童対策事業に要する経費、3億8,868万6,000円です。主な内容としましては、白山小学校長寿命化改良工事に伴う放課後子どもクラブ室新築工事費2億円となります。また、取手市直営の放課後子どもクラブ11校の放課後児童支援員等の報酬及び令和3年10月から開始しました取手東小・高井小・藤代小3校の放課後子どもクラブ運營業務の委託となります。

次に、127 ページをお開きください。図書館活動に要する経費、9,942万6,000円です。主な内容は、図書館及び公民館、駅前窓口等の市民に身近なサテライト施設や学校連携における迅速な予約本の提供や返却受付を維持するため、引き続き図書館システムの活用のための電算機賃借料及び図書配送業務委託料を計上しております。また、認知度が上がってきている電子図書館システムについても、さらなる電子書籍の拡充を図るため、電子図書館システム使用料を計上しております。

次に、129 ページ、一番下になります。中学校運動部活動地域移行事業に要する経費、165万3,000円です。公立中学校の休日の部活動を地域へ委ねる国の方針に基づき、休日における運動部活動の地域移行を段階的に進めてまいります。主な内容としてはモデル事業をスタートさせ、円滑な推進を図るためアドバイザーとして週2日学校教育指導員を配置し、中学校と地域クラブとの調整を進めてまいります。またその他の経費として、事業検討委員会設置に伴う委員や部活動指導者に対する謝礼、参加する生徒に対するスポーツ保険料、要保護・準要保護世帯参加者に対する参加負担金など、それぞれ計上しております。

次に、説明書 131 ページをお開きください。旧取手一中体育施設に関する経費、2,548万2,000円です。市民が安全で快適にスポーツを楽しむ場を提供するため、施設の維持管理に338万2,000円のほか、体育施設について——体育館について、耐震補強大規模改造工事のための実施設計業務委託料として、2,210万円を計上しております。教育委員会所管は以上となります。

○政策推進部長（井橋貞夫君） 政策推進部、井橋です。私からは教育費のうち、政策推進部文化芸術課所管事業について説明させていただきます。予算説明書 123 ページから 126 ページになります。まず、予算説明書 123 ページ、市民芸術活動の推進に要する経費、445万5,000円につきましては、昨年度比41万4,000円の減となります。原因となりました主な内容としましては、取手市共同提案型公募補助金と取手市文化連盟50周年記念事業費助成が令和4年で終了したことによるものです。

続きまして、予算説明書 124 ページ、市民会館・福祉会館管理運営に要する経費、9,079万5,000円につきましては、市民会館・福祉会館指定管理料になります。令和4年度から令和7年度まで——末まで、公益財団法人文化事業団が指定管理者となっております。令和5年度は燃料費等の高騰により、195万9,000円の増となっております。

続きまして、同じく予算説明書 124 ページ中段、東京藝術大学の交流に要する経費690万6,000円【「690万6,000円」を「693万6,000円」に発言訂正】は、24万2,000円の増となります。増となりました主な要因は、取手市長賞の技術部門作品による額縁代・運

搬費等によるものです。

続きまして、予算説明書 125 ページ、アートのまちづくり推進に要する経費、1,764 万 6,000 円は、147 万 5,000 円の減となります。減となりました主な理由としましては、取手音楽の日事業委託料と東京芸術大学連携事業委託料を、内容を見直しによるものです。

続きまして、予算説明書 125 ページ下段、アートギャラリーの管理運営に要する経費 1,431 万 1,000 円は、68 万 7,000 円の増となります。増の主な要因は、委託先の報酬改定とアートギャラリーの認知度が高まり、稼働率が年々向上しております。その委託料が増となるものです。

以上、政策推進部所管、文化芸術課所管の事業について御説明させていただきました。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、第 10 款、災害復旧費についてですが、ここからは予算書に基づき説明させていただきます。恐れ入りますが、予算書 286 ページから 288 ページを御覧ください。この災害復旧費につきましては、災害により公共施設等に被害があった場合に、その復旧に対処するため科目のみの設定を行っております。

続きまして、第 11 款、公債費です。予算書 289 ページを御覧ください。元金につきましては 41 億 8,809 万 2,000 円を計上し、前年度と比較して 2,877 万 5,000 円増となっております。主な理由としまして、合併特例債が令和 3 年度借入分及び地域振興基金積立金として借り入れる令和 4 年度借入分の償還が始まることなどにより、8,744 万円増となったことや、防災減災国土強靱化緊急対策事業債が令和 3 年度借入分の償還が始まることなどにより、2,492 万 1,000 円増となったことによるものです。

次に、289 ページの地方債利子償還金につきましては、1 億 5,258 万 3,000 円を計上し、前年度と比較して 1,529 万円の減となっております。主なものとしては、臨時財政対策債の平成 14 年及び平成 19 年借入分の償還終了などによるものです。なお元金と利子の内訳につきましては、予算説明書 133 ページに記載しておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

続きまして、予算書 291 ページを御覧ください。第 13 款、予備費でございますが、5,000 万円の計上となっております。台風・集中降雨・大雪などの災害時応急処理経費や、突発的な公共施設の設備の修繕などに対して機動的に対応するためのものがございます。

続きまして、予算書 12 ページを御覧ください。第 2 表、債務負担行為について御説明いたします。こちらにつきましては、資料として令和 5 年度当初予算債務負担行為設定資料をお配りしておりますので、そちらを基に、所管ごとに担当部長より御説明いたします。

まず、財政部所管分について御説明いたします。1 ページを御覧ください。上から 4 行目のふるさと取手応援寄附受付等業務委託です。こちらは現在契約しているポータルサイトとの契約を継続して行うとともに、年度をまたいだ返礼品の送付を行うためのものです。次に、上から 5 行目のふるさと取手応援寄附クレジット決済手数料です。こちらはポータルサイト上でクレジットカードによる寄附が生じた場合の手数料です。最後に、上から 6 行目のふるさと取手応援寄附郵便料です。こちらは、寄附者が寄附をした自治体に送付するワンストップ特例申請書の郵送料を受取り人払いにするためのものがございます。財政

の所管の債務負担行為につきましては、以上でございます。

○**議会事務局長（吉田文彦君）** 議会事務局、吉田です。続きまして、ナンバー3、議会タブレット端末、回線使用料について御説明いたします。令和2年8月から皆様に貸与しておりますタブレット端末でございますが、令和5年7月末日をもって契約期間が終了するため、引き続き2年間の回線使用契約を締結するものです。期間は令和5年度から令和7年度まで、限度額は148万円となります。

○**総務部長（鈴木文江君）** 総務部、鈴木です。続きまして、総務部所管の内容について御説明いたします。7番のオンライン会議ソフトライセンス使用料は、市主催でオンライン会議を開催する際に必要となるソフトウェアのライセンス契約をするものです。期間は令和5年度から令和6年度まで、限度額は令和5年度中に一括にて支払いをするため、ゼロ円となります。

続いて、8番のサーバー室自動消火装置使用料及び9番のサーバー室入退室管理機器使用料は、令和5年6月にリース期間が満了するサーバー室の自動消火装置と入退室管理機器について、1年間の再リースを行うものです。こちらも令和5年度中に一括にて支払いをするため、限度額はいずれもゼロ円となります。続いて10番、ファイル無害化転送システム使用料は、令和5年5月にリース期間が満了するネットワーク間でのファイルの送受信を安全に行うためのファイル無害化転送システムについて、新たに5年間のリース契約を行うものです。期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は776万3,000円となります。上に戻りまして、2番の事務用機器使用料につきましては別紙内訳にて御説明いたします。3ページを御覧ください。3ページ中段の別紙、事務用機器使用料の内訳の1番から3番までが総務部所管となります。取手庁舎1階及び藤代庁舎1階にそれぞれ設置されておりますコインベンダー式のコピー機を総務課で更新するものと出先機関に設置しているフロアスイッチを更新するもの、また新たに導入を予定している庁内事務の電子決裁に必要となるスキャナの使用料です。期間は令和5年度から令和10年度まで、限度額は1番から3番まで合計で2,334万9,000円となります。以上、総務部に関する債務負担行為について御説明いたしました。

○**福祉部長（稲葉芳弘君）** 続きまして、福祉部所管の債務負担行為についてご説明申し上げます。債務負担行為設定資料2ページの上段、11番となります。地域子育て支援センター運営業務委託、1億6,450万円です。令和6年度から民間委託を計画している戸頭・藤代地域子育て支援センター2か所の運営業務委託料について、令和5年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。なお令和5年度に業者選定を実施いたします。

続きまして12番、生活保護等版レセプト管理システムソフト使用料、105万6,000円です。生活保護等版レセプト管理システムの利用契約更新のため、令和5年度から令和7年までの——令和7年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。

続きまして13番、生活保護等版レセプト管理システム賃借料、111万8,000円です。生活保護等版レセプト管理システムに関わる事務用機器一式のリース契約更新のため、令和5年度から令和10年度までの期間で債務負担行為を設定するものです。以上となりま

す。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） 続きまして、まちづくり振興部所管の債務負担行為についてご説明申し上げます。債務負担行為設定資料2ページ、14番、家庭ごみ排出量実態調査事業です。市民のごみ減量、リサイクルの意識の高揚を図るため、家庭ごみの排出量実態調査を令和5年4月から世帯協力——協力世帯を募集し、令和5年7月から令和6年6月まで調査する債務負担行為を設定するものです。限度額は168万4,000円です。以上になります。

○建設部長（前野 拓君） 建設部の前野です。建設部所管分を御説明いたします。ナンバー15を御覧ください。デジタル複合機保守点検業務委託は、道路建設課で使用しているA0サイズ対応デジタル複合機の保守点検業務委託料となります。令和5年6月30日に保守点検業務契約期間が終了することから、令和5年7月1日から令和7年6月30——6月30日までとする2年間の契約更新を行うため、債務負担行為を設定するものです。限度額は2万2,000円となっております。

続いて、管理課・道路建設課所管の公用車リース料についてです。3ページの別紙、公用車リース料内訳書のうち、ナンバー1、管理課所管の公用車ハイゼットカーゴとなっております。現在使用している車両は平成14年11月に新規購入し、初年度登録から20年、走行距離9万4,000キロが経過しております。劣化が著しいことから、令和5年11月の車検までをもって廃車とし、新たに令和5年11月1日から8年間のリース期間とする債務負担行為を設定するものです。限度額は188万8,000円です。続いてナンバー2、道路建設課所管の公用車、パレットです。現在使用している軽自動車のリース期間は、令和5年4月30日をもって満了することから、令和5年5月1日から令和7年4月30日までとする2年間の再リースを行うため、債務負担行為を設定するものです。限度額は19万9,000円です。

続きまして、別紙、事務用機器使用料の内訳書ナンバー4、道路建設課所管システムプリンター一式についてです。現在道路建設課で使用している測量CAD用プリンターなど一式は令和5年4月30日にリース期間が満了することから、令和5年5月1日から令和6年4月30日までとする1年間の再リースを行うため、債務負担行為を設定するものです。限度額は3,000円です。建設部所管の債務負担行為補正の説明は以上となります。

○教育部長（田中英樹君） 教育委員会、田中です。債務負担行為設定資料2ページの、16番、教育支援ソフトライセンス使用料ですが、タブレット端末を利用した授業において、教員から児童生徒に向けた課題データの配布・回収機能や、データ共有による児童生徒のグループワーク機能等を備えた教育支援ツールのライセンス利用期間が令和6年1月で終了となることから、令和8年3月までライセンス契約を更新するものです。なお、令和5年度中に一括して支払いを行うため、限度額はゼロ円となっております。

続いて、資料3ページをお開きください。公用車リース料令和5年度の内訳のうち、4番と5番のスポーツ振興課所管の2台について御説明いたします。4番は軽トラックで、リース満了に伴い、さらに1年間の再リースを行うものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は2万円となります。5番は軽貨物車で、こちらもリース満了に伴い1年

間の再リースを行うものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は13万9,000円となります。

続いて、その下の表に移ります。事務用機器使用料令和5年度の内訳のうち、5番の保健給食課所管の複合機1台について御説明いたします。学校給食センターの事務室で使用している複合機のリース満了に伴い、さらに1年間の再リースを行うものです。期間は令和5年度から6年度まで、限度額は8,000円となります。教育委員会所管は、以上です。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。都市整備部所管の債務負担行為につきましては、別紙、公用車リース料（令和5年度）の内訳書、3番となります。限度額は15万6,000円。リース期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日まで2年間の再リース契約となります。以上です。

○財政部長（牧野妙子君） 財政部、牧野でございます。続きまして、また予算書に戻っていただきまして、14ページを御覧ください。第3表、地方債についてご説明申し上げます。今回、地方債として上げさせていただきましたものは、災害関連事業など10件をお願いするものでございます。最後にまたページを戻っていただき、予算書5ページを御覧ください。第4条、一時借入金については、一時借入金の借入れの最高額を40億円と定めるものです。

次に第5条、歳出予算の流用は、人件費の流用について定めるものです。政策推進部、井橋です。先ほど、教育費のうち予算説明書124ページ中段、東京藝術大学との交流に要する経費で、693万6,000円のところを690万6,000円と発言してしまいました。訂正をお願いいたします。大変申し訳ございませんでした。

○財政部長（牧野妙子君） 以上、議案第23号、令和5年度一般会計当初予算案についてご説明申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○都市整備部長（齋藤嘉彦君） 都市整備部の齋藤です。次に、議案第24号、令和5年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計予算について、予算書に基づいて御説明を申し上げます。特別会計予算書12ページからになります。歳入歳出予算事項別明細書、2の歳入から御説明いたします。1款、使用料及び手数料についてでございます。こちらは行政財産使用料といたしまして1万円を計上しております。内容といたしましては、東京電力並びにNTT東日本の電柱敷地使用料となっております。

次に、2款、国庫支出金ですが、防災安全交付金といたしまして、3億3,783万円を計上しております。こちらにつきましては、取手駅北土地地区画整理事業に要する経費の財源となります。次に、社会資本整備総合交付金、4,270万円についてですが、こちらは取手駅北地区建築物整備事業に要する経費分といたしまして、取手駅北土地地区画整理事業区域内のA街区で進められている市街地再開発事業に対する補助金となります。

次に、地籍整備推進調査費補助金として、150万円計上しております。こちらは取手駅北土地地区画整理事業で実施する測量業務に対する補助金となります。

次に3款、県支出金、新市町村づくり支援事業費補助金、3,369万円でございます。これまで整備を行ってまいりました西口歩行者デッキ、サイクルステーションとりで、ウェルネスプラザの整備費などに対しての借入れに――借入れを行っております。合併特例債

の償還額の一部について、補助金の——補助金となります。

次に、4款、一般会計繰入金、6億9,101万3,000円でございます。事業費、地方債元金償還金、利子償還金及び一般職人件費等の財源となるものでございます。続きまして、5款、繰越金は110万円。6款、諸収入の預金利子は1万円。また、下水道設備更新負担金は1,267万2,000円を見込んでございます。

続きまして、予算書13ページになります。7款、市債です。取手駅北土地地区画整理事業債として2億6,640万円、取手駅北市街地再開発事業債として3,840万円を計上しています。

続きまして予算書14ページ、3の歳出について御説明いたします。1款、事業費、1項、審議会費の取手駅北土地地区画整理審議会に要する経費13万9,000円についてでございますが、こちらは審議会委員10名で、2回分の報酬と旅費を計上しています。次に2項、総務費につきましては、一般職人件費となります。

続きまして、15ページ中段になります。西口都市整備事業総務管理に要する経費124万6,000円ですが、主なものといたしましては、公用車2台のリース料及び取手駅北地区まちづくり協議会補助金となっております。

次に、予算書16ページ、3項、事業費の取手駅北土地地区画整理事業に要する経費、8億114万7,000円でございます。初めに、工事請負費6億3,690万8,000円の主なものにつきましては、令和4年度に引き続き駅前交通広場の整備及びA街区の造成を行うものでございます。

続きまして、予算書17ページ上段の補償補填及び賠償金の建物移転補償費、1億3,450万円の内容につきましては、集団移転補償22件分となっております。そのほか、工事に伴う補償費として、730万4,000円を計上しております。

続きまして、取手駅北地区建築物整備事業に要する経費、8,540万円は、A街区で進められている市街地再開発事業について、再開発準備組合が行う建築設計等に対して交付する補助金となります。

次に、予算書18ページをお開きください。公債費につきましては、合計で4億1,759万3,000円を計上しております。内容は地方債元金償還金が3億8,305万3,000円、地方債利子償還金が3,454万円となっております。

次に、19ページ、取手駅西口都市整備事業特別会計予備費でございますが、こちらは50万円を計上しております。

続きまして、恐れ入ります予算書8ページに戻っていただきます。第2表、地方債です。取手駅北土地地区画整理事業として、2億6,640万円。取手駅北市街地再開発事業として3,840万円をそれぞれ限度額としています。

次に、28ページをお開きください。債務負担行為の支出予定額等に関する調書となります。内容ですが過年度議決分のみとなっておりますが、3台の公用車リース料、土木積算システム使用料及び保守点検委託料となっております。

最後に、29ページ、地方債の現在高の見込みに関する調書について御説明いたします。合計額ですが、前年度末現在高見込額58億7,001万9,000円、当該年度末現在高見込額

57億9,176万6,000円となります。説明は、以上です。

○健康増進部長（大野安史君） 健康増進部、大野でございます。私からは、議案第25号及び26号を続けて御説明させていただきます。それでは議案第25号、令和5年度取手市国民健康保険事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書を中心に御説明させていただきます。それでは、まず33ページを御覧ください。国民健康保険事業特別会計当初予算の規模は105億6,195万8,000円で、前年度当初予算102億5,861万3,000円と比較しまして、3億3,000——失礼しました、3億334万5,000円増となっております。また、国民健康保険の被保険者数の——保険者の状況でございますが、令和5年1月末現在2万2,563人で、前年度比1,258人の減となっております。

それでは、歳入予算の主な内容につきましてご説明申し上げます。予算書41ページをお開きください。1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、非一般被保険者国民健康保険税ですが、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金納付金分、それぞれ現年課税分、それから——そして滞納繰越分合わせまして17億7,269万9,000円を計上いたしました。その下段、退職被保険者等国民健康保険税につきましても、それぞれ現年課税分、滞納繰越分合わせまして30万円を計上し、全体では17億7,299万9,000円となり、前年度と比較しまして2億4,619万5,000円の減となっております。

次に、予算書42ページをお開きください。4款、県支出金、1項、県補助金、1目、保険給付費等交付金、普通交付金68億728万9,000円を計上いたしました。県が各市町村に交付する保険給付費に要する費用となっております。その下段、特別交付金、3億4,107万3,000円です。医療費適正化の取組に応じて評価交付される保険者努力支援分や保険事業などの財政支援、激変緩和措置分を含む県繰入金、特定健康診査等負担金となります。

次に、予算書42ページから43ページを御覧ください。6款、繰入金、1項、他会計繰入金、1目、一般会計繰入金です。5億8,050万1,000円を計上いたしました。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金3億7,808万9,000円、職員給与費等繰入金1億8,561万2,000円、出産育児一時金繰入金6,880万円——失礼しました、1,680万円となります。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。予算書45ページを御覧ください。1款、総務費、1項、総務管理費、国保事務に要する経費として、4,588万円を計上しています。その主な内訳ですが、予算説明書144ページに記載のとおり、納税通知書や被保険者証などの通信運搬費及び国保事務に係る電算委託、国保連合が行っている共同電算委託費等が——失礼しました、共同電算委託等の委託料でございます。

次に、46ページ中段から47ページを御覧ください。医療費適正化特別対策に要する経費として、医療費医療費通知及びジェネリック医療品差額通知やレセプトの2次点検業務手数料として、1,325万2,000円を計上しております。

続きまして、予算書48ページから49ページ、国保税徴収に要する経費として、徴収嘱託員の報酬、各種催告状等の郵送料及び電算処理委託料として、2,052万1,000円を計上しております。

続きまして、51 ページ、2 款、保険給付費、1 項、療養諸費については、1 目、一般被保険者療養給付費に 63 億 7,200 万円、3 目、一般被保険者療養費に 5,400 万円、52 ページの 5 目、審査支払手数料に 2,900 万 1,000 円を計上しております。

その下段、2 項、高額療養費では、主に、1 目、一般被保険者高額療養費として、9 億円を計上しております。こちらは、月々の医療負担が所得に応じた限度額を超えた場合に支払うものとなります。

続きまして、予算書 57 ページから 58 ページ、3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項、国民健康保険事業費納付金、1 目の医療給付費分につきましては 15 億 6,906 万 3,000 円。2 目の後期高齢者支援金分につきましては 6 億 9,944 万 4,000 円。3 目の介護納付納付金分につきましては、2 億 2,779 万 9,000 円の合計 24 億 9,630 万 6,000 円を計上いたしました。続きまして、予算書 60 ページから 61 ページを御覧ください。5 款、保健事業費、1 項、特定健康診査等事業費、1 目、特定健康診査等事業費は 1 億 4,239 万 2,000 円を計上しております。主な内容ですが、前例年実施しております特定検診及び健康——検診予約の委託料、特定保健指導委託料でございます。また、令和 5 年度に策定する第 4 期特定健康診査等実施計画及び第 2 期データヘルス計画について、特定健康診査等実施計画策定業務委託料を計上しております。

続きまして、予算書 61 ページから 62 ページ、同じく 5 款、保健事業費、2 項、保健事業費、1 目、疾病予防費、1 億 804 万 4,000 円を計上いたしました。40 歳以上の被保険者に対する人間ドック受診に対しての補助金やがん検診等のワンコイン事業に要する費用となります。

最後に、予算書 36 ページにお戻りいただきまして、第 2 表、債務負担行為の特定保健指導業保健指導業務委託ですが、特定保健指導の開始時期によりまして、年度をまたいでの指導になりますので設定をするものでございます。国民健康保険特別会計に——国保健康保険事業特別会計予算につきましては、説明は以上となります。

続きまして、議案第 26 号、令和 5 年度取手市後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書の 83 ページを御覧ください。後期高齢者医療特別会計当初予算の規模は、歳入歳出それぞれ 35 億 1,558 万 3,000 円とするもので、前年度と比較しまして約 4.6%の増となっております。増額の主な要因は、被保険者の増によるものでございます。後期高齢者医療制度につきましては、75 歳以上の方や一定の障がいのある 65 歳以上の方が加入する医療保険制度で、運営は茨城県後期高齢者医療広域連合が行っております。取手市の被保険者数の状況は、令和 5 年 1 月末現在 2 万 577 人で、前年度同月に比べまして 1,074 人の増と年々増加の一途をたどっております。年齢別人口資料によりますと、今後 10 年間余り 75 歳に到達する新規加入に伴う被保険者数は、毎年 1,000 人——一千数百人程度が見込まれ、増加傾向にあります。それに伴いまして、後期高齢者医療制度に係る財源も増加するものと推測されるところです。

それでは歳入の主な内容をご説明申し上げます。予算書 90 ページを御覧ください。1 款、後期高齢者医療保険料、1 項、後期高齢者医療保険料です。年金からの引き落としとなる 1 目、特別徴収保険料として 11 億 8,359 万円。2 目、普通徴収保険料として、現

年・過年度合わせまして5億940万7,000円、合計16億9,299万7,000円を計上しております。徴収する保険料は、前年度と比較しますと3.8%の伸び、6,182万1,000円の増となっております。被保険者の増が主な増額要因であります。次に3款、繰入金、1項、一般会計繰入金につきましては、職員給与を含めた1目、事務費等繰入金として1億4,165万9,000円。2目の保険基盤安定対策費繰入金として、医療費の12分の1の負担分と低所得者や被用者保険の被扶養者だった人に対する保険料軽減のための繰入金を合わせまして、15億8,569万8,000円。3目、健康増進事業繰入金として、健康診査及び人間ドック助成費用——失礼しました。人間ドック助成事業費9,127万円を計上しております。続きまして、歳出の主なものについて御説明いたします。予算書92ページをお開きください。1款、総務費、1項、総務管理費の下段、後期高齢者医療事務に要する経費としまして1億7,521万5,000円を計上いたしました。主な内容といたしましては、後期高齢者健診事業委託料、後期高齢者医療広域連合負担金、人間ドック検診助成金などとなります。令和5年度は、県広域連合において、電算処理システムのクラウド化整備及び機器更新が予定されており、市町村の負担する共通経費負担金が増額しております。

続いて、93ページ下段から94ページをお開きください。2項、徴収費でございます。保険料徴収に要する経費407万1,000円を計上いたしました。納付書発送の郵送料や口座振替の手数料、普通徴収窓口納付分収納データ処理手数料が主なものとなります。

続きまして、予算書95ページをお開きください。2款、後期高齢者医療広域連合納付金です。後期高齢者医療広域連合納付金に要する経費といたしまして、32億7,869万7,000円を計上いたしております。取手市が徴収した保険料や医療費負担の市ルール分として、県広域連合へ納付するものです。

以上で、議案第25号並びに26号の説明を終わります。

○福祉部長（稲葉芳弘君） 福祉部、稲葉です。議案第27号、令和5年度取手市介護保険特別会計当初予算について、ご説明申し上げます。令和5年度取手市特別会計予算書119ページ、歳入歳出予算事項別明細書下段の歳入合計欄を御覧になってください。予算説明書は157ページです。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88億7,843万2,000円を計上しました。昨年度当初予算の86億8,360万3,000円と比較しまして、2.2%の増となっております。初めに歳入についてご説明申し上げます。歳入の主な内容を申し上げます。予算書121ページを御覧ください。1款、介護保険料、1項、介護保険料、第1号被保険者保険料ですが、20億9,379万7,000円を計上しております。前年度と比較しまして、837万4,000円の増となっております。3款、国庫支出金、1項、国庫負担金、介護給付費負担金ですが、14億5,989万8,000円を計上しております。前年度と比較しまして3,458万4,000円の増となります。予算書122ページを御覧ください。4款、支払基金交付金、1項、支払基金交付金ですが、22億5,596万7,000円を計上しております。前年度と比較しまして4,910万2,000円の増となります。支払基金からの交付金は、40歳から64歳までの2号被保険者が負担する介護保険料分が主なものです。5款、県支出金、1項、県負担金、介護給付費負担金ですが、11億8,758万9,000円を計上しております。前年度と比較しまして2,160万5,000円の増となります。

予算書 123 ページを御覧ください。7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金ですが、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金などで、13 億 8,519 万円を計上しています。前年度と比較しまして 2,956 万 9,000 円の増となります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。歳出の主なものについて、予算書 131 ページ、予算説明書 158 ページになります。2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費ですが、29 億 16 万円を計上しています。前年度と比較しまして 1 億 104 万円の増となります。予算説明書 160 ページになります。施設介護サービス給付費ですが、31 億 5,840 万円を計上しています。前年度と比較しまして 2,340 万円の増となります。予算書 136 ページ、予算説明書が 161 ページです。4 項、高額介護サービス等費、高額介護サービス費ですが、2 億 1,168 万円を計上しています。前年度と比較しまして 690 万円の減となります。介護サービスを利用した際の負担額が一定額を超えたときに、高額介護サービス費を支給し、利用者負担の軽減を図るものです。

次に、予算書 139 ページ、説明書 163 ページでございます。3 款、地域支援事業費、1 項、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防生活支援サービス事業費ですが、1 億 7,524 万 4,000 円を計上しています。前年度と比較しまして、815 万 4,000 円の増となります。これは要支援者等に対して、要介護状態になることの予防や要介護状態の悪化防止のために日常生活の支援をするものです。次に、健康づくり推進課分になります。予算書 140 ページ、説明書 164 ページになります。2 項、一般介護予防事業費、地域介護予防活動支援事業に要する経費ですが、1,199 万 2,000 円を計上しています。地域の実情に合わせて、介護予防活動が展開されていくことを目指し、住民主体の通いの場等において、介護予防活動をより効果的に行えるよう支援するものです。

最後に、債務負担行為になります。予算書 163 ページをお開きください。公用車のリース料を令和 5 年度から令和 12 年度までの期間、185 万 3,000 円を限度額として債務負担行為を設定いたします。最後になりますが、事前に、令和 5 年度介護特会、当初予算グラフ資料という PDF ファイルを、議員の皆様方にお送りしております。ただいま御説明した内容を含めた、まとめの資料となっております。参考にしてくださいと思います。以上で、介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○まちづくり振興部長（野口 昇君） まちづくり振興部、野口です。議案第 28 号、令和 5 年度取手市競輪事業特別会計予算について御説明いたします。特別会計予算書は 169 ページをお願いします。予算説明書は 172 ページからになります。予算書のほうで御説明させていただきます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 21 億 4,191 万円とするものです。予算書 176 ページの歳入から説明いたします。1 款、入場料収入、1 項、入場料収入の特別観覧席入場料は、340 万 7,000 円を計上しております。こちらは本場開催及び場外発売の特別観覧席への入場料となります。次に、2 款、車券発売収入、1 項、車券発売収入の通常開催車券発売収入は、20 億円を計上しております。近年、インターネット発売の売上げが増えていることから、前年度同様としております。続きまして、5 款、繰越金は前年度同額の 600 万円を計上しております。続きまして、6 款、諸収入、2 項、雑入は 103 万 8,000 円を計上しております。主なものとしては、時効金収入となります。3 項、受託

事業収入は、年間で12開催を予定している場外車券発売の本場開催施行者からの開催委託料で、1億3,145万円を計上しております。歳入予算は以上でございます。

続きまして、歳出予算を説明させていただきます。予算書178ページからになります。1款、競輪事業費、1項、総務費の競輪事務に要する経費は、148万3,000円を計上しております。

次に、179ページをお願いします。1款、競輪事業費、2項、事業費の通常競輪事業に要する経費は、前年度比1,275万7,000円減の19億7,938万9,000円を計上しております。主なものとしましては、会計年度任用職員報酬を700万円、選手賞典費を含む報償費を7,933万4,000円計上しております。次に、委託料は2億9,867万5,000円を計上しております。180ページをお願いします。次に、主なものとしましては、場内外の清掃、警備業務、衛星通信業務、場外車券発売開催委託料、競輪業務実施委託料でございます。

続きまして、使用料及び賃借料は、取手競輪場や場外車券発売に係る売場施設、ファン送迎バスの借上料等で、1,508万4,000円を計上しております。

続きまして、負担金補助金及び交付金は、7,366万1,000円を計上しております。主なものとしましては、全国競輪施行者協議会への分担金、2,449万8,000円、競輪開催共通経費負担金500万円。JKA交付金4,160万円でございます。続きまして、償還金利子及び割引料は15億円を計上しております。車券発売収入20億円の75%に当たる的中車券払戻金となっております。続きまして、181ページになります。場外車券発売競輪事業に要する経費は、前年度比2,250万9,000円減の1億3,669万3,000円を計上しております。主なものとしまして、会計年度任用職員報酬3,840万円。統制業務管理委託料、場内外清掃委託料、警備委託料などの委託料で5,533万7,000円。施設借上料、ファン送迎バス借上料の使用料及び賃借料で、3,003万9,000円を計上しております。続きまして、184ページをお願いします。3款、諸支出金、1項、諸支出金、競輪事業繰出金は、一般会計への繰出金2,000万円を計上しております。以上になります。

○取手地方公平委員会事務局長（染谷 久君） 公平委員会事務局の染谷です。よろしくお願いたします。それでは、議案第29号、令和5年度取手地方公平委員会特別会計予算について御説明をいたします。予算説明書は176ページをご参照願います。歳入歳出予算総額は74万9,000円で、令和4年度予算と比較いたしますと7,000円の増です。歳入についてご説明申し上げます。歳入は例年、関係団体7団体からの負担金を徴収しておりましたが、新型コロナウイルス感染症の影響による総会の書面開催、研究会の中止等に伴い、繰越金が発生している状況を踏まえ、令和5年度については、負担金を徴収しないこととしました。これにより、繰越金74万8,000円。そして、諸収入の預金利子1,000円でございます。

次に、歳出ですが、予算説明書は177ページです。公平委員会事務に要する経費ですが、総額は24万5,000円で、前年度と比べ3万1,000円の減です。主な支出につきましましては、需用費と各種負担金でございます。次に、公平委員報酬等に要する経費ですが、総額が47万4,000円。令和4年度予算と比べますと3万8,000円の増でございます。主な支出につきましましては、公平委員3名分の報酬及び旅費でございます。以上、簡単ではございま

すが、議案第 29 号、令和 5 年度取手地方公平委員会特別会計予算の説明とさせていただきます。御審査のほどよろしくお願い申し上げます。

○総務部長（鈴木文江君） 以上で、令和 5 年第 1 回取手市議会定例会に上程させていただき各議案についてのオンライン説明を終了させていただきます。改めて、各議案につきまして、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。事前説明が終わりました。長時間ありがとうございました。議案に対する質疑は本会議で行いますので、よろしくお願いいたします。なお、一般会計補正予算、一般会計当初予算についての質疑は、事前通告制となっております。締切りは、27 日月曜日、午後 1 時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。それでは、以上でオンラインによる議案の説明を終了いたします。